

平成 29年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 6月 14日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 6月 19日 (月) 10時 00分
散 会	平成 29年 6月 19日 (月) 16時 27分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久巳 副町長 中野 高文 教 育 長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 税 務 課 長 藤本 英明 住民課長 亀田 美香 健 康 課 長 古川 秀志 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 堀内 明 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教 育 課 長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局議会係長 中原 玲子

議 事 録

平成29年第2回定例会

[一般質問]

平成29年6月19日（月）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 7番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 今回は、ふるさと納税についての質問です。よろしくお願いします。 ふるさと納税は言うまでもなく、生まれ育った故郷への愛着心、いわば感謝の気持ちを込めてふるさとを応援する、極めて道徳的行為であることが望ましいと考えています。また、本来の趣旨も、それに近いものであったのではないかと考えていますが、現状では各自治体間の寄付金の奪い合い等になり、それは返礼品の豪華さを競い合うという本末転倒も甚だしい状況に陥っています。 このような状況に総務省は、返礼品の調達額を寄付額の3割以下とする目安を設定し、これを守るよう自治体に通知をしました。 本町においても返礼品を含めた諸費用は62%を占めています。今回、総務省の指導もある中、今後の対応について、どのように考えているのかを、まずお聞きします。
議 長	企画課長
企画課長	おはようございます。 お答えいたします。 筑前町のふるさと応援寄付金、いわゆるふるさと納税につきましては、3月議会におきましても、横山議員のほうから一般質問をいただいているところでございまして、町民の皆様それから議会での関心の高さをですね、認識しているところでございます。 ふるさと納税では、2口1万円以上の寄付された方に返礼品を送付しております。返礼品等にかかわる費用につきましては、先ほども議員言われましたように、返礼品そのものの費用として約30%、返礼品郵送費用として20%の計50%を見込んでおります。 ふるさと納税にかかわるインターネットによるPR、申し込みの受け付け、返礼品を取り扱う業者さんへの連絡、インターネット、コンビニ、クレジットカードによる寄付金の入金処理、それがクレームの処理等々の業務を専門業者に業務委託をさせていただいております。その費用が寄付金の12%となっておりますけれども、この部分につきましては、消費税が別途加算をされますので、12.96%であるということをつけ加えさせていただきたいというふうに思っております。 それらを含めると、返礼品にかかわります諸費用が62.96%でございますが、しかしながら、平成28年度における決算見込みにつきましては、寄付総額が5,586万円、返礼品にかかわる費用として、郵送料も含めて2,317万円、寄付額に占める割合としては50%を見込んでおりましたけれども、41.5%となっております。 また、ふるさと納税の一括代行業務における委託料と合わせますと、全体で3,058万円ということで、54.7%の決算見込みとなる予定でございます。 また、先ほど議員のほうがおっしゃいましたけれども、国の動きですけれども、本年4月1日の総務省からの通知において、地方自治体の競争が過熱をしており、一部

	の自治体において、ふるさと納税の趣旨を反するような返礼品が送付されている。そのことへの指摘と是正要請がっております。 簡単に具体的などころを申しますと、プリペイドカードや商品券など金銭類似性の高いもの、電気製品、宝飾品など資産性の高いもの、価格が高額なものや寄付に対する返礼品の調達割合が3割を超えるものについては、送付しないようにとの内容でございます。 現在、筑前町では、80品目の返礼品を用意しておりますが、今回の総務省の基準を超えるものが5件ありましたので、該当する返礼品の事業者との協議を行っております。今後は総務省の基準に沿った返礼品のみを取り扱うようにしたいと考えております。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	本町の平成28年度のふるさと納税寄付額は、先ほど課長も言われましたが、5,580万円。返礼品等を含めた経費が、合計で3,400万円。そのうち委託料は740万円となっています。 現在、委託先は町外となっているようですが、寄付金の有効活用の観点からも委託先は町内にできないのか、お聞きしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ふるさと納税一括代行サービスにつきましては、平成27年9月から東京に本社がございます株式会社サトフルに業務委託をさせていただいております。 代行業者に委託する前でございますけれども、平成24年度には寄付額が47万5,000円、25年度が249万円、26年度が211万円で行っていました。業者に代行サービスを委託しました平成27年度は4,198万1,000円、28年度が5,586万円となっております。 寄付額が急激に増えた要因といたしましては、インターネットによる申し込みとクレジットカード及びコンビニ等での支払いが可能となったためであると思われます。 平成28年度の寄付件数約4,200件のうち寄付者の97%が代行業者を通じた申し込みでございます。先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、一括代行業者につきましては、諸々のサービスそれから専門的なノウハウを持って対応いただいておりますので、当面は現在の事業者業務委託を行っていく考えでございますが、町内にそういった業者さんがいらっしゃれば調査を今後もしていきたいと思っておりますし、情報提供もいただければというふうに考えておるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	分かりました。 しかしながらですね、委託料740万円は嘱託職員3名をですね、雇用できる金額です。決して小さな額ではないというふうに思っています。 しかも寄付金は、本町を応援するために寄せられた貴重な財源です。寄付者の思いに応えられるよう、余すところなく本町のために活かしてほしいと、そのように思います。 次の質問に移ります。 先ほども触れましたが、本町への寄付額5,580万円、経費3,400万円、それから寄付控除額、つまり、本町住民からの他市町村への寄付額が710万円ということで、実質的に町が使える寄付額は1,460万円程度であろうかと思います。 ちなみに福岡市は、昨年度ふるさと納税で1億850万円の寄付を受けた一方、約8億5,000万円の税控除による減収だったそうです。 そこで福岡市は、寄付者が指定できる事業を増やし、本来の趣旨である政策に、よ

	り多くの人からの共感を得られるようにしたいとのことです。 そこでお聞きしたいのは、本町のふるさと納税対象事業についてですが、1点目が、大刀洗平和記念館事業、2点目がみなみの里事業、3点目がどーんとかがし祭り事業、4点目が赤ちゃんの駅事業、5点目がその他お任せ事業として、町長が必要と認める事業の5つのことですが、私は正直少なすぎと思っています。 寄付者が応援したいと思える事業を増やすことで、より多くの人に本町の政策をアピールする必要があると考えますが、見解をお聞きます。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 この事業の指定につきましては、先ほど議員が申されたとおりでございます。 このふるさと納税を実施してきました平成20年度から、5つの事業については変更を行っておりません。当時、筑前町のシンボリックな事業に寄付をいただくことで、町の活性化とPRに寄与することが期待されたのではないかとというふうに認識をしているところでございます。 ふるさと納税、9年目を迎えております。指定した事業を含め、選択肢を広げるような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	よろしくお願いいたします。 平成28年度の寄付額のうち、寄付者が指定した事業への寄付額は1,738万円、率にして31%です。ということは、お任せ事業が70%を占めているということになります。 私は本町の具体的な政策に応援していただきたいという立場から、この比率は逆であることが望ましいと考えています。 これは、本町が作成したふるさと応援寄付金のチラシです。返礼品の紹介に比べ事業の紹介は、ほんとおまけ程度です。 確かにですね、現状の返礼品合戦が過熱する中で、より多くの寄付金を募りたいという思いは分からないわけではありませんが、本来の趣旨から外れすぎるのもいかなものかという思いを持っています。 と言いますのも、地方創生総合戦略策定では、他の多くの自治体がコンサルタントに丸投げする中、町長の強い思い入れもあり、本町では自前で筑前町ハッピープランをつくり上げました。改めて本町職員の潜在能力の高さを知り、心強くもあり、また、誇らしくも思ったところです。 そのような観点から、今日取り組まれているふるさと納税に対する姿勢、方向性には正直、違和感を持っていますが、この件に対する町長の考えをお聞きます。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 ふるさと納税につきましては、私も10年ほど前から非常に興味を持っておりました。特に中国地方等々がですね、先駆的に取り組まれた事業、島根等が取り組まれた事業でございまして、非常にすばらしい制度だなと思っていたところでございます。 しかしながら、議員が今、質問されましたように、どうも返礼合戦になっていると。この傾向は、私もやっぱり慎むべきだろうと思っております。全国で販売できるような品物を、その地域のあたたかみも特産品のごとくですね、PR、返礼するのは適当でないと、そのように考えます。 と同時に、やはり政策で議論すべきであろうかと思います。例えば去年のシン・ゴジラでございます。できればあのシン・ゴジラを作成する、地域の振興に大いに寄与すると。そういったことで、ゴジラに対する応援基金をと、いろいろ研究いたしまし

	たけれども、著作権等々の問題がありまして、なかなか厳しいということでございます。 確かに事業をですね、特定することは非常に難しいところもありますし、条例事項でありますので、簡単に変更すべきものでもない、そのように考えております。 しかしながらこの制度は、私は、町が、それぞれの自治体がですね、税に対して、今までと違った観点から税を見ることができると、努力によって税が変わるということも言えるのではなかろうかと。 それともう1つは、特産品等が本当に全国に打って出るチャンスでもなり得ると。そういった点で、2点ですね、今、62%が経費だとは言われましたけれども、返礼品については、経済効果は出ていると、私はそのように理解しているところでもございます。 したがって、今後のふるさと納税につきましては、そういった特産品の売込みと、そして町の税収、この2つの視点で考えるべきだろうと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ここでもう1点、これは先ほど課長も言われました返礼品の、80品目以上の返礼品が詳しく説明付きで載せられています。紹介されています。素晴らしいものです。 実は私は、このふるさと納税についてはですね、やはり基本的には政策で勝負するべきだと、そういう考えのもとに、事業の紹介もですね、やっぱこれぐらい力を入れてほしいと。事業数についてはいろいろあるでしょうけども、その4つ、5つの事業についてもですね、この程度じゃなくて、やっぱきちっとその内容をやっぱ説明していただきたいと、そして紹介していただきたいと、そういう思いを持っています。 そこで、事業についてもですね、このような紹介ができないのか、そういうことについてお聞きします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほどご提案いただいた、議員のご提案いただいた件につきましては、確かにそのとおりだというふうに思っておりますので、インターネットや町の広報を通じてですね、実際使った内容がどんなふうに使われたのか、それからその効果がどうだったのかということも含めて、PRしてまいりたいというふうに思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	それでは次にですね、平成28年度の寄付額のうち寄付者が指定した事業への、事業別にその寄付額を見てみたいと思います。 まず、大刀洗平和記念館が387万円、みなみの里が441万円、どんとかがし祭りが123万円、赤ちゃんの駅が785万円となっています。 意外に思ったのが、赤ちゃんの駅事業への寄付額です。本町へのふるさと納税額の中で突出した寄付額となっています。これは、本町の子育て支援事業が多くの人から共感を得、応援したいとの思いの表れであろうと思いますが、昨年度、赤ちゃんの駅事業に活用された金額を見ますと、13万円です。また、今年度の予算は3万5,000円となっているようですが、もっと寄付をしていただいた方々の思いに応えるべき事業展開が必要ではないか、そのように思っています。今後どのような形で応えていこうとしているのかをお聞きします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 赤ちゃんの駅事業につきましては、先ほど議員が言われたような数字となっておりますのでございます。この点につきましては、町としても問題意識を持っております。

	寄付金の活用、指定している5事業のあり方について、検討を行っているところでございます。 寄付された方々の思いに沿った形で寄付の活用と合わせ、赤ちゃんの駅事業だけではなく、子育て支援事業全般にも活用できないか、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	この事業について、もう少し詳しく見ていきたいと思います。 赤ちゃんの駅事業への年度別寄付額の推移を見たいと思います。 平成20年度29万5,000円、21年度0円、22年度0円、23年度1万円、24年度3万5,000円、25年度28万5,000円、26年度23万5,000円、27年度616万2,000円、28年度785万8,000円で、累計の1,488万円となっています。 一方、活用実績は、20年度から28年度までの累計で42万円です。寄付額に対して、あまりにも活用実績が少なすぎるのではないかと考えています。本事業への寄付額が、特に27年度から急激に増加していることの意味、そのことを噛みしめれば、もっと打てば響く対応が必要と考えますが、この件についての考えをお聞きます。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほどの回答とだぶる部分がございますけれども、赤ちゃんの駅事業そのものについてはですね、今後も充実をさせていく方向で関係者の皆さんと協議をし、具体化をしてみたいと思っておりますし、先ほども言いましたように、子育て全般にですね、対応できないかという面についても、検討してみたいというふうに思っています。
議 長	石丸議員
石丸議員	今はあれですね、課長、事業に対する指定された分については、それだけしか使えないんでしょう。例えば赤ちゃんの駅事業に指定して寄付をされたら、それ以外は使えないわけですね。そのようになっているんですか。 はい、分かりました。 先ほどちょっと課長のほうも言いましたけれども、どうも、この赤ちゃんの駅事業を、私もずっと回ったんですけれども、そんなにお金がかかるような取り組みはされてないようです。旗を換えたりとか、チラシを貼ったりとかいう程度でですね。 そうすると、なかなか今後も具体的な赤ちゃんの駅事業での寄付を募るということになると、それに見合った活用というのが、なかなか厳しいんじゃないかなというように思っています。 そこで、先ほど課長もちょっと触れましたけれども、私は具体的な事業のあり方と言いますか、例えば先ほど言いましたけれども、子育て支援事業というのが少し大きな枠であってですね、その中に赤ちゃんの駅事業とか3つか4つ、こういうふうにすれば、少し幅が広がって使えるんじゃないかなと。そんな工夫というののもちょっとしていただかないと、今のまんまでですね、特化した、それしか使えませんので、非常に枠が狭くなって、活用というのも有効にならないんじゃないかなと、そういう思いがあります。 それで、少し子育て、あるいは何々環境とか、そういうちょっとした大きい柱を4つぐらい作って、その中に3つか4つまた具体的なそれを入れられれば、事業数も増えますし、それからそこに入って来た寄付金もですね、もっと有効な活用ができるんじゃないかな。そのように思っていますが、その件について、もう少しあったらお願いします。

議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ふるさと納税に頑張っている自治体とか、それから近隣の状況を少し調べさせていただきました。 やはり、議員が言われましたように、町の活性化だとか子育てだとか、それから産業振興だとかという大まかなですね、事業名目でやられているところがほとんどでございます。 当町につきましては、先ほど言いましたように、町の特に特徴的な取り組みに特化をして、当時設定をしたと思いますけれども、先ほど議員が言われましたようなメニューのあり方も含めてですね、今、検討させていただいておりますので、お時間をいただければというふうに思っております。
議 長	石丸議員
石丸議員	せっかくの応援寄付金ですので、本当に有効に使っていただきたいというふうに思います。 次の質問へ入ります。 ふるさと応援事業の中でも子育て支援事業は多くの人からの共感を得られているようです。今後、政策を考えていく上で、参考になるものと思います。 そこでお聞きします。 今、困難を抱えた子ども応援事業として、各地で取り組まれているこども食堂を事業の1つに加えることについてです。 現在、本町では、中牟田地区で取り組まれています、この事業は、単に困難を抱えた子ども支援事業にとどまるものではないと、私は思っています。昨今、地域コミュニティ力の低下が叫ばれる中、こども食堂を通して、人が集まり会話が生まれ、そこから人と人が繋がる地域コミュニティ推進の役割をも果たす、町には必要な政策の1つと考えますが、見解をお聞きします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 こども食堂につきましては、以前も一般質問の中でも質問をいただいたところでございます。現在、地域の発案と行動でこども食堂を運営されておる地域がございますけれども、町としましては、現状では企画課が所管をいたしますみんなで創る郷づくり事業助成金制度を活用していただいております。当面はこういった制度を活用いただきながら、運営支援を行っていきたいというふうに考えております。 ふるさと納税における活用事業に加えるかどうかにつきましては、もう少し調査研究をさせていただきたいというふうに思います。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほど言いましたように、少し大きな枠で柱を作る、その中にですね、ぜひ入れてほしいなというふうに考えています。 それでは、次の質問です。 ふるさと納税の寄付額が平成27年度42億円で、全国トップだった宮崎県都城市は、28年度はさらに増え、70億円程度になるとのことです。これは、本町の標準財政規模に近い数字ですので、たいへんな額であることは間違いありませんが、その要因となったのは返礼品調達の割合を5から6割に上げたことによるとのことです。 もちろん、宮崎県には全国的にも有名なブランド品としての特産品を有していることも大きな要因であることは言うまでもありません。 本町でも本来の趣旨としての政策や取り組みを応援していくことが、この制度の趣旨であることから、基本は踏まえつつも、魅力ある返礼品を提供しなければ寄付金の

	確保は厳しいということでした。まさしく背に腹は代えられんということでしょうか。今後も魅力ある返礼品の発掘に取り組んでいくとのことですが、昨今では返礼品の廃止を決定した自治体もあります。また、現状の返礼品合戦に疑問を持ち、本来の趣旨である政策重視へ動き出した自治体もあります。 このようにふるさと納税のあり様が、返礼品競争から政策重視へと変わろうとしている中、本町の今後の方向性についてお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 確かに、政策問題が重要でございまして、昨年度もですね、平和記念館について公募をいたしました。特に新聞等も活用いたしまして、ぜひ、ふるさと納税へのご協力をということで、まさに返礼品じゃない政策について、訴えたところでございます。 しかしながら、なかなか結果はですね、先ほどの報告のとおりでございまして、なかなか政策オンリーでは、なかなかまだお金も十分に集まらないということも、現実なんだなということも実感したところでもございます。 今後は十分に政策と、そして特産品の売りにも、両面からですね、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。 なにしろ筑前町からですね、多くの寄付金が対外的に、町外的に出て行くわけでございます。地域間競争は、まさに激化しております。 状況等は十分理解しながらも、わが町もですね、ぜひ、出て行く額以上の入りをですね、入りを十分研究しながらやっていきたいと、そのように考えます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ご承知のとおりふるさと納税は、1つの牌を自治体同士が奪い合う構図です。したがって、地方の税財源が増えるわけではありません。 結局のところ地方の財源を増やす手立ては、政策で競う以外ないと、私は考えています。幸いにも本町住民には、高い技術力と潜在能力があることは、巨大わらイノシシ、ゴジラ制作でも証明をされました。 また、本町には食の拠点としてのファーマーズマーケットみなみの里、平和の拠点としての大刀洗平和記念館があり、町のシンボルとして多くの来場者を集めています。この2つの拠点をさらに充実させることで、交流人口の増加、本町の知名度アップ、町の活性化、財源を潤すという好循環を生み出す、可能性を秘めた政策措置が本町には埋もれているのではないのでしょうか。 豪華な返礼品の競い合いは本題から逸脱していることから、多くの弊害をもたらしています。一方、政策の競い合いは、町の活性化を生み出し、何よりも人材を育てます。 そこで町長にお聞きます。 対極的な視点から返礼品の廃止も選択肢の1つと考えますが、見解をお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 返礼品のですね、やはり過剰なもの、華美なものは控えるべきだろうと思います。しかしながら、思いを持って寄付していただいた方には、それに代わるやっぱり思いを持ってですね、返礼するのもこれまた至極当然ではなかろうかと思っております。 したがって、国が定めました基準内ですね、本町の特産品の紹介も兼ねまして、返礼品は続けていくべきだろうと、そのように考えます。 また政策はですね、十分に打って出て、その返礼品をすることによって、さらに新たにその返礼品を受けた方との繋がりができれば、この上ない地域振興に繋がると、

	そのようにも考えますので、返礼品も有効に活用していきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	私は、物じゃなくて心で返したいなと、そういう少年みたいな考え方ですので、申し訳ないですが。 今、筑前町は、元気のいい町として、その知名度は確実に広がっています。そしてそれは、多くの人々の心をつかんだ政策力であることは、私は間違いないと、そのように思っています。 今やるべきことは、魅力ある返礼品の発掘ではなく、本町に埋もれているであろう魅力ある政策の掘り起しではないでしょうか。そのことを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、7番 石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 10時45分から再開します。 (10:32)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:45)
議 長	11番 福本秀昭議員
福本議員	本題に入る前に、皆さんもご案内のように、現在、梅雨時期でありながらも、空梅雨ということで、もう皆さん方、農家の方たちは田植えを目前ということで、明日から幸い恵みの雨が降るといような天気予報でございます。この時期、一斉にですね、やはり田植えが済めることを望んでおるわけでございます。 では、大刀洗平和記念館についてということで質問をさせていただき、通告に従って質問等いたします。 大刀洗平和記念館の設立には言うまでもなく、平成17年合併時にオンリーワン事業として三輪・夜須の地域に根差した食と平和をテーマにした事業を立ち上げ、大正時代西日本における陸軍の航空拠点として、当時のその任を果たしていました。 しかし、昭和20年3月27日に大刀洗大空襲を受け、一瞬にしてすべてが破壊し、壊滅的な被害を受けました。戦争による反省として、三輪・夜須の合併を機にスタートいたし、平和記念館の使命を何と言っても平和学習を願いとして、二度と戦争を起こさない、戦争はしないと、子どもたちや多くの人たちに、平和教育の実践拠点として、役割を果たすことを忘れてはなりません。 現在に至っては、経営は今一度再チェックをと考え、改善点について、執行部はもちろんのこと、議会も前向きに提案し、健全な運営を目指し、目的が達成できればと願うところです。 そこで質問をいたします。 資料展示物の入れ替え等による内容の向上は、平和記念館の生命とも言えるのではないかと思います。より力を注いではどうかということで、この展示物についての状況等を、説明をまずいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 平成21年10月の平和記念館開館以来、本館1階の展示は、大刀洗飛行場という記念館のコンセプトベースとなるものでございまして、大きな入れ替えは行っておりません。現在も戦時資料の収集調査は行っておりますが、大刀洗飛行場に関する資料

	はなかなか出て来ないのが現状でございます。記念館で保有する大刀洗飛行場関連資料の多くは、すでに常設展示として展示している状況になっております。 議員ご指摘の新たな展示の取り組みとしましては、本年4月に新館がオープンいたしました。特別攻撃隊をテーマにした新展示を行っております。 ここでは大刀洗飛行場と特攻との関連性について、ゼロ戦の残骸や部品、大刀洗飛行場とかかわりのある特攻隊員の方の遺品も展示をしております。記念館の展示の充実を図っているというふうに思っております。 また開館以来、2階のオープンスペースを利用した企画展を年3回ほど行い、新たなテーマを発信し続けているところでございます。この企画展につきましては、開館当初は業者委託をしておりましたが、経費がかさむことから、6年程前より記念館のスタッフが手作りで取り組んでおります。その作業には手間暇はもとより、専門性や経験、センスも求められているところでございます。 企画展は毎回、新聞をはじめマスコミに取り上げていただいております。大きな宣伝効果が生まれているものと認識をしております。 現在は、『紙上に咲く花、海軍・従軍画家 轟 義雄』と題した企画展を開催をしております。7月下旬からは、少年飛行兵と予科練をテーマにした企画展を開催する、そのための準備を行っているところでございます。 状況としては、そういうことでございます。
議 長	福本議員
福本議員	課長から説明がございましたように、確かに常設の展示が大部分だろうというふうに思います。 大体、定期的にですね、協議会、いわゆる展示物の入れ替えとか、また、いろんな新たに加わってくるような内容の展示物について、協議はないと言っているのか、協議なされておるのか、この点お答えいただきたいと思います。 そして、展示数は大体総何点ぐらいあるのか、その点も分かれば教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 常設展示等々にかかわります協議の場としての協議会については、常設としては設置をしておりません。 しかしながら、4月にオープンいたしました新館の展示、あるいは大幅な展示の入れ替え等々におきましては、大刀洗平和記念館の運営委員会も設置をさせていただいておりますので、そういったところでの議論になろうかというふうに思っているところでございます。 それから、常設展示の展示数でございますけども、実物資料につきましては、本館に約300点、それから新館にも約50点、展示をさせていただいているところでございます。 あと写真等々も含めると、1,000点以上の展示になろうかというふうに思っております。
議 長	福本議員
福本議員	要するに入館者からですね、アンケート等は取られたことはあるのか。もし、アンケートによる要望、そういったものもやはり考慮の1つとしてですね、考えていただいたらどうかなと思うんですが、まず、アンケートは実施されておるのかどうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 アンケートにつきましては、アンケートコーナーを設置をさせていただいて、その

	中でですね、館の展示あるいはスタッフの接客等々も含めて、評価をいただくようにしております。概ね満足した評価をいただいているように認識をしているところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	そのアンケートの内容について、代表するような内容が分かれば教えていただきたいと思いますが、やはりアンケートにしっかり入館した内容をですね、やっぱり表現していただくというのは、それだけに入館者の関心度が高いというふうに捉えるわけですが、なんか特にですね、やはり展示にこれだけは加えたいとか、そういう事例がございましたら、教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 アンケートの詳細につきましては、今、手元にデータを持っておりませんが、それぞれの展示コーナーごとの評価、それからスタッフのいわゆる接客、それから、感じたことという形でですね、その部分につきましても、その内容については、記念館のアンケートコーナーに掲示をさせていただきながら、皆さんからも見せられるようにしております。 その内容についても、館内のスタッフのほうで把握をしながら、運営の改善に努めているところでございます。 状況としましては、やっぱりアンケートをしていただく方というのは、思いの強い方がやっぱり多いということですね、全体的には先ほども言いましたように、来て良かったというようなアンケートの結果をですね、多くいただいているところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	最初にでき上がった時点での、床マップの展示物が入口のところにございますね。修学旅行とか来られて、その床マップの地図の説明等はされておるのでしょうか。 要するに、遠くから来られた修学旅行生だろうというふうに思うわけです。ところが、あのマップを見ただけでは、ちょっと地図が頭には浮かばないと言いますか、やはりある程度広域な形で、そういうのを横に紹介を付け加えるとかですね、やっぱりそういうことも必要ではないかなという、実感をしたわけですが。課長は、どういうふうに考えてありますか、この床マップの、非常に貴重なマップには間違いのないわけですが。 やはり修学旅行生に対するマップがですね、どういうふうに受け止められておるのか。お答えいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 床マップは、記念館に入って左のほうにですね、現在の航空写真を、近隣の市町村からもご協力をいただきながら、72年前と、当時はもう全然変わっておりますので、どの辺が大刀洗飛行場があったのかということを説明するための資料として、床に写真を貼らせていただいております。 記念館の解説スタッフのほうでですね、適宜、床マップのご案内、ご説明はさせていただいております。 ただ、先ほど議員が言われましたように、修学旅行等々のご説明については、一挙に200人、300人来て見学をするわけでございますので、その方たち全員にですね、ご説明するというのはなかなか困難でございますので、適宜その場所にスタッフを配置をし、説明をする。それから、一堂に会した平和記念館と大刀洗飛行場の説明もですね、多目的室等々でやっております。そのときにはプロジェクターを使用させ

	ていただきながら、当時と今の様子というところを説明をさせていただいている。そういう状況でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに展示物が、やはり大刀洗平和記念館の中では、影響力と言いますか、は大なるものがあるだろうというふうに思いますし、命ではないかなというふうにも思うわけです。 今後、大刀洗平和記念館が、より入館者を増やすとか大刀洗平和記念館の、よりやはりPRをしていく上ですね、やはり展示物の大切さと言いますか、そういうものがあるがゆえにですね、まずは質問をさせていただいたということでございます。 では、次の質問に移ります。 入館者に見学と買い物の満足感を持ってもらうために、土産品等の点数を増やしてはどうかということで、お尋ねしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館のグッズの品揃えにつきましては、以前より検討を重ね、適宜補充なり、あるいは売上げが厳しい商品につきましては、お引き取りをいただいていると同時に、館のイメージに即した販売増が見込めるものについて、随時増やしてきているところでございます。 現在、みなみの里との連携を模索しておりますし、館としてのオリジナルのですね、グッズの開発も今進めて、検討しているところでございますので、グッズの充実につきましては、引き続き対応してまいりたいというふうに思っております。
議 長	福本議員
福本議員	大刀洗平和記念館にこの問題を取り上げるにあたって、数多くちょっと出向いたわけですけども、やっぱりその中で、よそと比較するわけではないんですけども、どうしてもやっぱり特産品と言いますかね、筑前町で言えばですね。やっぱりそういったものも、入館者が入館をすることとプラスしてですね、やっぱり地元の土産品、そういうものに私は期待があるのではないかなというふうな思いが、地元民としても思うわけですね。 それで店員の方に、私は直接話をしてみたんです。いわっしゃるとおり、確かに受付の横にですね、売店コーナーと言いますか、がございますけれども、やはりよその観光地あたりと比較して、やはりちょっと量的にも少ないというふうに、私は捉えるわけですが、この、やはりみなみの里においてもですね、やはりそういった問題も共通して言えるのではないかなと思いますし、これは、やはり戦略的な一つの取り組みにも繋がっていくのではないかなというふうに思いますけれども。 そこで町長、この展示も含めてですね、土産品等の問題について、町長のご意見をお聞きしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 平和教育施設ですね、もちろん観光を意識しております。 そこだけで完結するものではなくて、例えばみなみの里を巡ってもらう、みなみの里で弁当工房を今建設中でございます。その弁当等に連携してもらう、様々な連携が必要だろうと思っております。あの場だけでの売り場ももう少し拡充は必要だろうと思っておりますけれども、あれから巡ってもらうようなですね、町内を巡ってもらうような、そういった仕掛けが必要だろうと。 例えば今、本町で一番、外国人が多く来ているのは、観光いちご園なんですね、そういったところ。今度はヤクルトさんも出てくる、あそこも何万人か見学者が出てく

	る、何かうまく連携して、町全体で潤う。もちろん記念館としては収支を計画する。そのような仕掛けが必要だろうと考えております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かに、町長が申されますように、やはり、リンクした連携と申しますか、やはり、まずはどこから来られるか分かりませんが、筑前町内の名所を巡っていただく、やはり、そういう受け皿もですね、やはり、きちっと誰にでも分かるような観光案内というものを明確にすべきだろうというふうに思いますし、その取り組みをですね、ぜひ、手掛けてやっていただきたいなと。 これは、どうしても、やはり企画課だけの問題ではなく、町を挙げてですね、やはり、大事な役割ではないかなというふうに思いますので、この点、町長にしっかりお願いしたいというふうに思います。 次に、大刀洗大空襲があった3月の27日から、大体1週間位をですね、大刀洗平和記念館特別企画を工夫されてはどうかということで、確かに大刀洗平和記念館に関する催しは、例えば、めくば一のホールでもかなり設けてあるわけです。 しかし、その空襲日の前後とは言いませんけれども、そこに何日かですね、やはり設けて、大刀洗平和記念館のPRをですね、やはりぜひ取り組むべきではないかと思いますが、この点どう考えてありますか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ご存じのとおり、大刀洗空襲のあった3月27日につきましては、空襲犠牲者を慰霊する平和の日の集いを開催しております。 夕方からは記念館でもですね、追悼イベントとしまして、町内の小中学生が平和の願いを記したキャンドルを灯し、館内では無料開放とし、朗読やコンサートを実施しております。 また、今回5回を超えておりますけれども、平和のメッセージコンテストにつきましても、全国から作文を募集をさせていただいております、多くの作文が寄せられております。毎年3月下旬に表彰式、発表会を開催しております。 町としては、これらの取り組みを行う3月下旬をですね、平和推進事業の期間として位置付けているところでございます。 一方で、桜が満開になる時期でもございますし、商工会を中心とした草場川の桜並木ライトアップ事業や、年度末等とも重なる関係もあって、新たな事業の実施につきましては、これまでの事業をどうしていくかということも検討しなければならないというふうに思っております。 特別期間の設定や特別企画の実施については、今後の貴重なご意見として賜りたいと思っております。
議 長	福本議員
福本議員	確かに3月の27日は、熊ヶ山で平和の集いが粛々と催されておるわけですし、また、夜は、ピースキャンドルの大刀洗平和記念館でですね、ピースキャンドルの催しがあります。非常に中身のある取り組みになっておるわけですが、何か外にやはりアピールをするために、そこに1日のみじゃなくして、何かそこに複数の日にちを設けた形でですね、やはり地元の方も含めて来ていただく、そういったことで、何かプランを立てるべきではないかなということで、ご検討をお願いしたいというふうに思います。 では、次に移りたいと思います。 受付で映写の案内時間をモニター等で表示してはどうかということで、要望するわけですが、非常にこれは、モニター等を取り付けたりするには、やはり、経費の面で

	ですね、かなり負担になるのではないかなということでございます。 確かに今は、放送等で放送されておりますけれども、この点については、どうお考えでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館で上映しております映像の映写時間のご案内につきましては、来館者への解説を行う際に、ご案内をさせていただいております。放映5分前には館内放送を行っておりますし、また入口左手には放映時間の案内板を設置させていただいております。 また、適宜スタッフのほうがですね、館内のお客様に対しまして、映画の上映を呼びかけをさせていただいておりますので、ご案内につきましては、一定、充足をしているというふうに思っております。
議 長	福本議員
福本議員	大刀洗平和記念館を来館して、やはり一番皆さんの期待があるのは、シアター室での映写の時間だろうというふうに考えるわけですが、その案内についてですね、確かに担当の方から「もう何分したら始まりますよ」という案内は、何回となくされております。 これも、よその真似ではございませんけれども、ある程度入口のところにですね、モニターで「何時から始まります。」とか、そういうモニター板がございますので、この点も提案をさせていただいたということでございます。 確かに、経費のかかることでもございますし、極力、節約はしていかなければならない中で、より来館者に満足していただくということも大事なことでないかなと思います。 では、次の質問に移ります。 筑前町でのオンリーワン事業として、町民の意識を一步でも高める施策はされているのかと、いうことでお尋ねしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町民の方たちにご協力をいただいている取り組みを、少しご説明を差し上げたいというふうに思っております。 平和記念館ではボランティア活動に力を入れてきた経緯がございます。現在、朗読のボランティア、館内の解説ガイドのボランティア、それから戦跡のフィールドワークにかかわるガイドのボランティアの皆様にご協力をいただいて、来館者の皆さんからも好評いただいているところでございます。 それから、記念館前の交差点の空き地につきましても、記念館のスタッフが勤務外にボランティアで花を植えたり、それから、草取りを行っておりますけれども、去年は原地蔵の老人クラブの会員の皆様にご協力をいただきました。また、地域の方々からも自ら進んで草取りや花植えを行っていただいております。 それから、町内の小中学校6校につきましても、小学校6年生、中学校3年生が毎年7月から8月にかけて記念館に来館いただいておりますし、町内の子どもたちの平和学習に大きく寄与していると考えております。 町内の皆様に愛される記念館づくりに向け、今後も取り組みは、いろんな方たちのご意見をいただきながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	福本議員
福本議員	私もこの考えに、確かにいろいろ大刀洗平和記念館をやはり盛り上げるという意味

	で、地域でどういうふうな活動をして、どう結び付けていくかということを考えるわけです。 私も地元で老人クラブのお世話をしておりますけれども、やはり老人クラブの方たちに、まずはオンリーワン事業の大刀洗平和記念館を、地元民として何か有効に、また皆さん方により以上に内容を知っていただく、そのための努力をですね、やはり世話する人が行動しなければならないというふうに思っておるわけです。 今、課長からお話されたように、確かに花壇も、確かに前庭がございますし、そういったところに花を植栽して、快く来館者を迎い入れるということは、極めて私は大事なことだというふうに、今、再認識をいたしました。 ややもするとですね、皆さん方、お忙しい中で、なかなか大刀洗平和記念館には二度と、1回観たからいいと、そういう声も聞くんですけれども、やはり、一人ひとりがですね、筑前町の大刀洗平和記念館だという認識をですね、やはり強く持っていただくことが、意識を一步でも高めることに繋がればということを思っておるわけです。 まずは遠くの方に持ちかけるよりも、まず地元の方たちが意識を積み上げておくということが大事だろうというふうに思います。 では、最後の質問に移ります。 福岡県から持続した応援を得るために、平和学習の必要性について認識を深めてもらう取り組みをしてはどうかということで、質問をさせていただきましたが、この点町長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 平和記念館につきましては、県のほうでもですね、本当に福岡県を代表する平和の発信施設だという位置付けをなしていただいております。 先々月も知事のほうにお会いしまして、1時間ほど話したんですけれども、3割から4割近くがこの平和記念館の話でございました。素晴らしい施設だからぜひ頑張ってもらいたい。県としてもハード面、ソフト面応援をしていきたいということでございます。知事も何回もお見えになっておりますし、県のほうもですね、観光部局等々がしっかり支援をしていただいているところです。 我々も関東、関西へのPRはですね、そうできるものではございませんので、そういった面については、県のほうの力を借りながら、今後も進めていきたいと思っております。 ただ、維持費についてはですね、なかなか、これは県の施設でありませんで、町立でございますので、町立の誇りを持って、また健全運営のもとをですね、十分追求しながら、やっていかなければならないと思うところでございます。 今のところ県のほうからですね、経常的な経費の支援等については、まだそういった話は、具体的なものは全くあっておりません。 当初、この施設を建設する場合においても、まずはこういった施設については、県の補助等はないということでございました。で、合併特例債を充当したわけでございますけれども、その後、今回の特攻の増築につきましては、県のほうもですね、大いに力を入れてくれまして、2分の1の補助金をいただいたということでございます。 今後いろんな施設の経費についてはですね、また県のほうにも様々をお願いはしていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今回、増設ということで、100人収容のところを、200人が一度に来館できるという増設をしていただきました。

	確かにですね、それなりに、何回も申し上げますけれども、経費もかさんでおりますけれども、やはり、修学旅行の方たちを受け入れるとすれば、ある程度そういう収容能力をやはり高めるということは、町にとっては当然の回答だったというふうに思うわけです。 私たち議員もですね、この問題は、やはり経費はかさむ、いろんな経営的なことを考えたときに、非常に頭が痛いわけですよ。私たちもこの問題から逃げずにですね、やはり執行部と、今後、やはり更なる協議が必要だろうと思いますし、そのことがやはり大刀洗平和記念館が今後の愛される施設でありですね、町民の誇りとなる施設になってほしいなということでございます。 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、11番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 午後1時から再開します。 (11:20)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	5番 奥村忠義議員
奥村議員	早速でございますが、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。 まず、通告書にございますように、学校運営の備品管理について、①の件でございますが、教育課と学校側での共通した備品管理はできているのか、また、職員が移動する際の在庫の確認を含めて、引継ぎ等は十分徹底されているのかといった質問でございますが、これに関しましては、現在、夜須中学校に米を研ぐ器械で洗米器というのが、1台ございます。それとまた陶器のちょっと大きめの手洗い器が1つですね。それとスライド式のドア、これは頑丈なドアです。これは1つ一度も使用したことのないままで、新品の状態で倉庫に眠っております。これらについては、いかにどの金額になっているのか把握しておりませんが、ただ、いくらかの問題ではなく、こういった新品のまま眠っている器械があるのが問題だと思っております。 ただ、この洗米器は別として、ドアと手洗い器については、最初からの設計ミスによるものであって、かえって、そこにそぐわしくないというか、あったら邪魔になるという感じで、あとの作業ができないことで取り外しております。 それでは、ここで町長にお尋ねしたいのが、これらの在庫品、新品のまま眠っている備品を、私は十分もったいないと思いますが、町長はどのような見解かをお尋ねします。
議 長	町長
町 長	備品管理については、全般的には町長部局になろうかと思いますが、教育委員会部局の話でございますので、教育委員会のほうからお答えすべきが適切だと思います。
議 長	奥村議員
奥村議員	管理については十分分かっております。承知しております。ただ、もったいないと思うかどうかの、町長の意見としてお聞きしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 事情が分かりませんが、どのような経緯において購入されたものか、なぜ利用できていないものか、その辺のことを十分調査する必要はあろうかと思えます。以

	上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	この件につきましては過去にさかのぼってでもですね、十分今後このようなことがないように調査していただきたいと思います。 そしてまた、次の②に対してでございますけれども、重複して購入している備品があるということでございますので、こういうことをですね、やっぱ、町民の方が知れば、行政のやり方は本当にずさんであるとか、そう思われる方がたくさんいらっしゃると思います。また、税金の無駄遣いだと言われる方もいるでしょう。 この先、この件につきましては、通告書の①、②まとめて説明及び質問のほうに入らせていただきます。 これはまだ私が現職のときの話でございますが、さっきも申しました米を研ぐ器械、これから洗米器と言わせてもらいます。 洗米器を東小田小学校に設置してあります。この件については、経験も踏まえ、これは私の経験でございます。私は必要ないと言うのに、その当時の栄養教諭が教育課に頼んで追加購入したものだ聞いております。 その後、1年ほど経過してからだったと思いますが、東小田小学校の調理員さん、当時は民間委託で、今も民間委託でございますが、その調理員の責任者の方から、私のところに電話がございました。 その内容は、洗米器からドロドロした白いへドロみたいな液体が出てくる。どうしたらいいでしょうかといった話でした。 私としましては、毎日、使用後に洗米器のパイプの中を丁寧に洗浄するか、それが困難であれば、洗米器を使用せずに手で研げばいいんじゃないかと答えておりました。あとは、洗米器を使用して、その手間が早く済みますので、手間をかけてやる。どっちがたいへんかですね、それを自分たちで選択すればいいと、そのように答えておりました。 そこで、話は夜須中学校に移しますが、そういった経緯もあって、夜須中学校には私が出した備品購入計画では、調理場に洗米器は必要ないとして、設計の段階では計画に入れておりませんでした。 この件は東小田小にも入れてなかったのに、いつの間にか入っていたというのがちょっと不思議なんですけど、あとで聞けば、栄養士の一言だったと説明されました。 そこで話を戻しますが、「せっかく買っているからどうする？」「使用する？」「このままにしとくか」と当時の夜須中の調理員に尋ねましたら、50kg程度の米だったら、衛生面やメンテナンスの手間を考えると使用したくないと。使用しないので。そしてまた、その場所は別の洗い場として利用したいので、取り外してほしいと頼まれて、取り外しました。そのままになっております。 さて、そこで問題なのが、衛生面でも好ましいと言えない使い勝手の悪い洗米器を、現場を分かっている栄養教諭の一言で、なぜ、購入したのかに疑問を抱いております。 当然、そのことも踏まえ、教育課の担当に、当時の担当者でございますが、質問しました。 それで返って来た答えがですよ、じゃあ、使わなきゃいいじゃないですかと、邪魔だったら、取り外してそこら辺に置いてくださいと、こんな答えでした。 そしてまあ、その内どこかで使うこともあるでしょうから、そのときには使わせてもらいますと、そういう答えが返ってきました。こんな情けない答えが返ってきました。 このことは、あとでまた答えていただくとして、さっきも述べましたように新品のまま眠っているスライド式のドア、陶器の手洗い、そして洗米器、なぜ、昨年改修し

	た三輪中学校で、この在庫品を使わなかったのかに疑問を抱いております。 特に洗米器については、私、3月の決算説明で教育課長にお聞きしたところ、もちろん答えは何も知らない。栄養教諭が必要と言ったから買っただけです。自分としては、調理場のことは何も分からないから、必要と言われればそれに合意しただけのことでした。 返って来た答えは、予想どおりでございましたけども、そこで、後日、夜須中の調理員に聞き取りに行きました。これら眠っている在庫品、備品のことは、教育課には再度伝えていなかったのか、誰にも言ってないのか。 すると返事は以前の〇〇課長や担当者には詳しく報告していましたと。また洗米器については、三輪中が改修される話を聞いたときに、栄養士には、倉庫の中に新品の洗米器が眠っています。三輪中で使うのであれば、どうぞ、持って行ってくださいと、そうおっしゃったそうです。 すると、今までの経緯もあり、当時の栄養士は、三輪中には洗米器は必要ないと、置きませんと答えたそうです。それがなぜ、後になって購入されたのか不思議です。 いずれにしても、無駄が多いと言わざるを得ません。 また、現在三輪中学校にございますピーラー、これはジャガイモとか玉ねぎとかの皮むき器械でございますが、この件に関しましても、いくらぐらい当時したのかはちょっと把握しておりませんが、事故につながる恐れがあるということで、半年程度、たった半年足らずで買い替えています。 こういった備品については、契約する前に、実際に品物を見て、使い勝手などこちらで判断させてくださいと、私、何度もお願いしましたが、全くもって相手にされず、却下されました。 これらのことを踏まえ、無駄遣いや学校運営のあり方を、もっともっと改善していく必要があるのではないのでしょうか。 町長、教育長、どちらでも構わないので、お答えをお願いします。
議 長	町長
町 長	まずお答えいたします。 議員もご承知のように、地方自治法ではですね、町長への権限集中を防止するために、教育委員会部局、選挙管理委員会、農業委員会、議会についてはですね、予算権を除いて、権限はすべてそちらのほうに分散をしております。 そういった意味からしても、その内容については、教育委員会部局範疇であるということとはご理解いただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 1つ目のご質問にありました備品管理については、教育課も学校も町の財務規則に基づいて管理を行っております。町の監査委員による備品監査についても、各小中学校にも実施されているところです。また、職員の異動の際も、備品台帳を整理して引継ぎ等を行っております。 2つ目のご質問ですけれども、重複している備品については、各学校内では確認はできていないところですが、ご指摘いただきました洗米器の件も踏まえまして、各学校間と教育課で在庫等の情報を共有しながら、人事異動の際も十分な引継ぎを行いまして、活用できる備品については無駄のないよう活用していきたいと考えております。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	今まであったこと、済んだことをですね、ここでどうのこうの言っても始まらないのは十分承知しております。

	それでは、今後ですね、やっぱりこういうもったいないと思われるようなことがないようなことに努めていただきたいと思います。 それでは次の、③の夜須中のランチルームにあった大型テレビの件でございますが、なお、当時は1日が1万円程度だったと思います。このテレビが今現在どこに置いてあるのかと、これもこれですけども、そういった問題よりも、私が聞いたところでは、購入してから1年以上、一度も電源を入れたことがないと、見たことがないと。こういう見ることのないテレビをですね、なぜランチルームに置いたのか、こういったことのほうが、また後で利用しているということよりも問題じゃないかと思います。 見ることのないテレビを誰が要求したのか、また、そのとき必要性について、教育課は何も問わなかったのか。これは10年近くも前のことですから、今となっては誰も攻めようがないかもしれません。 ただ、どこかで利用していれば、それはそれでいいとも考えられますが、必要なところに必要性の高いものを、その時点では購入すべきなのがいかなるべきであって、今後、このようなことがないような運営、施策をされるべきではないでしょうか。 それでは、この件につきましては、今現在どこで使用してあるのかと、今後の方針について、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 平成23年度に東小田小学校の学級編成で、学級数が増えたことによりまして、急遽、テレビが必要になりました。夜須中学校のテレビを東小田小学校に移管して活用させていただいたという経緯があります。 現在も6年生の教室に配置され、日々の学習に活用している状況です。 今後の備品管理にあたっては、備品の現状や在庫の確認を十分行いまして、活用できる備品については活用し、その必要性を学校と教育課で十分協議をしながら、適正に管理していきたいと思っております。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	今、東小田小学校で活用してあるということですので、それはそれでいいかと思いますが、できるだけですね、やっぱりそういったどこかにあるのを使っていないからどこかに移すんじゃなくて、最初から必要なところに必要なものを買々と、そういった方針でいっていただくようお願いしたいと思います。 それでは、(2)番の三輪小学校の厨芥処理機、これは、普通ごみ処理機と言ったほうが分かりやすいかも分かりませんが、厨芥処理機、調理場で出たごみ処理機ですね、そのことを厨芥処理機と申します。この件についてでございます。 ただ思うのは、なぜ三輪小学校にだけ厨芥処理機が置いてあるのかといった点ですが、この件に関しまして、3月定例会の折に質問したところ、単に経費の問題だけではなく、ごみの減量化、環境保全のためだといった教育課長からの答えが返ってきました。環境面を重視したら、なぜ、他の学校には置いてないのでしょうか。すべての学校や施設にも設置すべきだと思います。また、中牟田小学校に置いてあった厨芥処理機はどうしてなくしたのか、これもほんとに不思議な話です。 そこのところを再度質問しますと、返ってきた言葉は、本当に言葉に困ってあったと思いますが、そういう感じでしたので、次は6月の一般質問でやりますと言って、その場は終わりました。 実際に、厨芥処理機に入れている残飯の量を三輪小学校にお聞きしに行きました。調理員の方に残飯の量をお尋ねしたら、毎日がですね、両手ですくえる程度のごみだと、残飯だと、その程度の量しか入れておりませんと。

	私が行った当日、この日はどれだけ入れましたかと言ったら、魚の残飯1匹だったそうです。魚の揚げ物ですか、揚げ物が1切れだったという話でした。これ、絶対におかしいと思いません、普通考えて。 これはあくまで残飯の量であって、野菜の切りくず等は、機械の性能の問題もあり、何でも放り込めないんです。柔らかいものしか。それで、野菜の切りくずはほとんど別に、ごみ袋ですか、それに入れて処理してあるそうです。 だから、ほとんど投入されていない、生ごみとして処理されている。そしてまた、厨芥処理機にかかっている今年度予算が、リース料、メンテナンス料合わせて35万円の予算が上がっています。 ただの生ごみとして処理すれば、年間数千円もかからずに済む程度ではないでしょうか。実際に考えてみても、どこに、そのわずかな金額で済むことに35万もかける人はいないと思います。ひょっとするとですね、生ごみの袋代よりも処理機の電気代のほうが高くてついているんじゃないかなと思っております。 この件については、過去に中牟田小学校に調理場が新設される際に、厨芥処理機は必要ないといって教育課長に詰め寄ったこともございましたが、課長は、担当者が決めていることなので、今となってはどうしようもない。破碎機、破碎機とは野菜を小さく砕いて入れたら早く処理できるという、そういう機械でございますけども、破碎機も買っているとのことでした。この厨芥処理機や破碎機は今、どうなっているのでしょうか。 ごみの減量化、衛生管理面を考えれば、環境面を考えれば、これはなくすのがおかしいんですよ。そしてまた、この件についてはいろいろございます。ただ、議場で説明するには時間が足りませんし、また、分かりづらいと思いますので、もっともつと言いたいことはたくさんございますけれども、ちょっとここは省かせていただきます。 ただ言えるのは、当時の中牟田小の調理員の方々は、この厨芥処理機には迷惑していると。デメリットはあっても、何のメリットもない。こんな機械をどうして入れたっちゃうかと、おっしゃっていました。 この三輪小の厨芥処理機に対しまして、そうメリットがないと思えるような機械を今後どうされるのかと、中牟田小学校にあった破碎機と厨芥処理機は、今、どこでどうなっているのかをお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 三輪小学校の生ごみ処理機については、合併から設置されているものであります。その活用については、給食の生ごみの減量化と資源の再利用の観点から、環境学習として、生ごみ処理機から出たたい肥を畑や花壇の肥料に活用し、さらに野菜の収穫の体験を通して、食育といった教育活動の効果も期待できております。 現在はリース期間がまだ残っており、長年にわたり、三輪小学校の環境教育活動としての役割を担ってきた経緯もありますので、今後の活用方法については、小学校とも十分協議を行っていきたいと思っております。 また、中牟田小学校の生ごみ処理機の件ですが、比良松中学校から安価でリースで導入したという経緯がありますが、その後、無償になり残食等も減ったということから、使用の目的を十分達したということで、他自治体へ譲渡をしたというふうに伺っております。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	そう答えざるを得ないんでしょうけども、ちょっと納得いかない答えですよ。資源ごみ、確かに環境面、資源ごみかもしれませんが。そしたらさっきも言いまし

	たように、なぜ三輪小だけなのかと。そして、今度また、リース後はどうされるのか、リースが終わった後ですね、どうされるのかと。 それと破碎機ですね、破碎機は三輪小にもごさいません。何で中牟田小学校がなくなったときに、破碎機を三輪小に移設しなかったのか、これもちょっと不思議なんです。 中牟田小学校では、もうその利用が終わったというか、十分役目を果たしたというような説明でございましたけれども、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。じゃあ、三輪小学校は何十年経っても果たしてないのかと、役目は。 そして、私は三輪小学校の調理員に尋ねましたところ、出てきた肥料ですか、肥料として出てくるわけでございますけども、その肥料をですね、花壇とか小学校で使う分にはちょっと余るから、実際、職員も貰って帰っているとか、そういう話も聞いております。 それはそれでいいんでしょうけども、やっぱかかる経費の問題ですよ。それが普通の家庭です、やっぱそういう環境保全とか、資源ごみとか、そしてまた肥料として再利用するとかそういうことを考えて、普通、わずかな金額で済むことに大金はかけないでしょう。ちょっとそのことについての説明をお願いいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 この三輪小学校でなぜ厨芥処理機をですね、導入していったかという経緯について、まず少しお答えしたいと思いますけれども。 当時ですね、サン・ポートの建設問題と大きく絡んでいた、当時のですね、環境政策にこれは起因しているところが大きいです。 と申しますのも、当時、サン・ポートを建設するにあたりまして、いろんな課題がございまして、その課題を1つ1つ取り除いていくためということで、旧三輪町におきましては、各課それから各学校等も、それぞれ少しでも何かごみの減量化になることはないか、あるいはリサイクルできることはないか、そういうことを真剣に考えまして、そして費用はかかってもいい、多少の費用はかかってもいいから、とにかくそういったいろんな課題を克服していくために、そういった新しいその当時の最新の機械であるとか、あるいはその当時はまだなかった、やっと出始めた電気自動車を購入するなど、いろんなですね、国県の補助等も使いながら、そういった取り組みですね、やった。そしてなおかつ職員も全職員あげて、ISO14001に取り組んで認証を受けるとか、そういったことでですね、ただ単純に経費じゃなくて、そういう取り組みをした結果としてですね、そのごみの減量化も、多少なりとも進んで、そしてそのときの機械が、今でもどうにか使える状況で、リース料もほとんど要らない状況で使うことができっておりますので、それが壊れるまでの間はですね、現在のリースを続けるということで、そういった過去の経緯がございますので、その辺りはご理解を願いたいと思います。
議 長	奥村議員
奥村議員	今までの経過は大体分かりました。これは、当時旧夜須町ですか、合併する前の、そこでも使用しておりましたので、そういうのは十分分かります。 でも当時はですね、残飯も多くて夜須中学校の給食センターにあった分は、何もかも放り込んでいいような機械だったんです。三輪小の機械みたいに、いろんな制約がかかっていたような機械じゃございませんでした。 ただですね、私が言いたいのは、今も教育長、おっしゃいましたが、今後も壊れるまで利用は、契約は結んでいくということでした。 ただ、さっきから言うようにですね、壊れるまでって、これ壊れないと思います。

	ずっと壊れたら修理していけば、そう外観がどうなるような機械でもございませんで、たぶん半永久的にもてるんじゃないかと思います。ただ、壊れた、ときどきギアの部分とか取り換えて修理していけばですよ。 だから、こういう普通考えて納得いかないことをですね、どうして続けていくのかに、ちょっと疑問を抱いております。これ、町民の方もたぶん納得されないと思います。 それではこれを終わりにして、次の通学路の安全確保について、に入らせていただきます。 通学路の交通安全確保の徹底については、平成28年11月28日に文部科学省、これは文部科学省だけじゃございませんけども、国土交通省とかも関係しておりますが、登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故が依然として多いことから、通学路の安全確保に向けた取り組みが通知されているが、本町はどのように捉え、また、どのような形で今後、実施されていくのかをお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 筑前町通学路における交通安全対策につきましては、平成17年度に学校安全対策委員会を設置し、関係機関と連携して児童生徒の安全確保の取り組みを進めております。 まず、議員ご質問の文部科学省通知文に対する本町の対応についてでございます。 1点目の緊急合同点検に基づく対策の着実な推進につきましては、平成24年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、その点検結果に対する必要な対策については完了しております。 2点目の通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組みについては、毎年、各地域のPTA地方分会より提出されました危険箇所について、朝倉警察署、県土整備事務所、スクールガードリーダー、建設課、教育課で現地での合同点検を行い、対応策を含めた調査結果報告書を、筑前町通学路交通安全プログラムとして作成しております。 この報告書につきましては、関係機関に送付し、自主的な改善をお願いするとともに、各学校の担当を通じてPTA分会に報告し、それぞれの地方分会での対応をお願いしております。 教育委員会としましては、今後も関係機関と連携し、専門的な知見に基づくより効果的な対策を講じるため、PTAから上がってきました危険箇所の状況を、児童生徒の通学の視点から把握し、安全確保のための対応を明らかにしてまいります。 次に、通学路の安全確保に向けた取り組みについてでございます。 各学校に対しましては、先ほどご説明しました通学路の危険箇所にかかわる対策に加え、学校における安全教育の強化、家庭、地域と連携した安全対策について、公聴会や通知文を通して周知を図っております。 まず、安全教育の強化につきましては、日常的な安全指導にとどまらず、歩行や自転車運転、不審者への対応等、具体的な事例や対応を通して、危険予測、危険回避能力の向上を図るよう、安全に関する学校行事の工夫として、指導の徹底をお願いしております。 また、家庭、地域と連携した安全対策につきましては、PTA、地域ボランティアによる見守りの協力依頼、PTA懇談会や安心メール等を活用した家庭での声かけ促進と見守りの依頼を行い、地域全体で安全対策を行うようお願いしております。 教育委員会としましては、継続的に児童生徒の安全を確保するため、今後も学校、地域や関係機関と連携を密にし、交通安全対策の改善、充実を図ってまいります。

	以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	分かりました。十分な取り組みではないかと思います。 ただ、1日も早くですね、通学路の環境が良くなり、安心して児童生徒が登下校ができるようお祈りしております。 それでは、ちょっとまたそれとは違った観点から、私の体験の中に基づくことを2点ほど述べさせていただきます。 まず1点目は、2カ月ほど前のことですが、下校中の自転車に乗った3人組が向こうからやって来ました。東小田の信号、橋のところから平成カントリーの間ではございました。その中の2人はですね、普通に歩道を自転車で通行しておりましたが、1人は車道をはみ出すどころか、ふざけて車道の中央線の上を走っていました。正面から来た私の車に気づくと、あわてて車道の端っこに避けたが、それでも反対車線を反対側から通るような感じです。通り過ぎるときに一言注意したら、ニコッと笑ってばつの悪そうな顔をして、頭を下げていました。 それともう1点目ですね。私はこちらのほうが大事かなと思います。 登下校の時間帯に私が犬の散歩をしておりますと、後ろから下校中の生徒がですね、自転車に乗ってやって来ました。そばまで来たときに、急ブレーキの音で気がついたら、半分転びそうになった状態でおりました。たぶん避けて脇を通過しようとしたときに、私が連れていた犬が不規則な行動をとったせいだと思います。 この件についてはですね、注意力を怠った私が悪いとは思っております。ただ、思っておりますが、このようなことはよくあちこちであっているんじゃないかなと。なぜ、一言通りますとか、すみませんとか、それと自転車にはベルがついております。なぜ、せっかくついているベルを鳴らさないのか、ここがやっぱ指導の問題だと思いますけれども。 私はそのとき、その子に、自分が悪いと思っていたので、ごめんなさいと謝った上で、その子にこれから遠慮しないでベルを鳴らすとか通りますと声をかけるとか、そういうふうに言った方がいいよと。 そしたら、その子はその子で、自分が悪いと思っているんでしょうね。やっぱり子どもですから。私に謝りながらですね、うなづきながら謝って去っていきました。 こんな似たような体験をですね、された方は、他にもたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。 そこで、指導面についてお願いしたいのはですね、1つ目は言うまでもない、ただ、もう子どもにそういう指導をするだけでしょうが、2点目については、教育課と学校と家庭が一体となって、声をかける勇気と、またベルを鳴らす勇気を持つことの大切さ、自分の命は自分で守るんだぞといった、そういう大切さ。 そして、さっきの一番最初の交通安全の文科省の有識者の言葉にもありますが、実践的な交通安全教育の指導をお願いしまして、私の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をします。 1時50分から再開します。 (13:36)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:50)
議 長	1 番 深野良二議員
深野議員	通告に基づきまして、質問をさせていただきたいと思います。

	まず、はじめに障がい者に対する支援についてであります。 障害者差別解消法にかかわる職員対応要領についての、全職員の研修であります。 昨年、障害者差別解消法が施行されましたが、法そのものの成立は2013年6月ですから4年前となります。この期間は、いわば十分に法の趣旨を周知する期間であったわけですが、国の機関、自治体はもとより民間事業者に対しても遅々として進んでいないのが実情ではないかと思えます。 法の趣旨が理解されなければ、合理的配慮という具体的にどう対処すればいいのかという、実践的にも研修も進んでいかないのではないかと心配になります。 筑前町の職員は障がいを理由にする差別をしてはいけないというのはもちろん、それぞれの業務において合理的配慮をせよと義務付けられております。 福岡県は国のひな形であります内閣官房の職員対応要領に基づいて検討されたようですが、例えば、その第3条に、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思が表明があった場合とされていまして。 しかし、議論の中で、すべての障がい者が意思の表明ができるとは限らないということで、その文言を削除して改善をしています。 これらの対応要領の中に、障がいの種類に応じた具体的な配慮の視点、対応事例が細かく明示してありますが、これは、いわゆる健常者である人が気づかない当事者の不自由さが実感して理解できるものとなっております。 言い換えれば健常者にとって、障がいを持った当事者を理解する上で、貴重な学習資料でもあると思います。これを丁寧に周知することが、職員の皆さんの障がい者問題の啓発であろうかと思えます。 確かに職員の皆さんは、対応要領を庁内メールや冊子で配布されていると思いますが、例えば、昨年10月1日での現在でありますけれども、福岡県が調査したところ、対応要領を作成した市町村は、県内で45市町村であります。そのうち29市町村では職員研修が実施されております。中でも19の市町村では窓口職員、幹部職員だけでなく、全職員を対象とした研修がなされております。 この調査時点ではありますけれども、わが筑前町は職員研修が未定となっております。全職員研修に取り組んだ自治体からは、日常業務、多忙な中にも、これは大切なことだと相当工夫をして実施をしたと聞いております。この意気込み、熱意が、障がい者差別をなくそうとする当事者や関係者をどれほど勇気づけているかは、ご理解いただけたと思います。 障がい者自身が抱える困り感を実感することで、障がい者問題の認識を深め、職員対応要領の全職員対象の研修の必要性を認識しておられるかどうか、また、今後計画をされているかについて、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	職員研修になりますので、総務課のほうからお答えさせていただきます。 関係法の周知につきましては、職員が常日頃使用していますパソコンの中に、筑前町ウェブ総合メニューというのがありまして、その中のライブラリーというのがあります。その中に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する筑前町職員の対応要領及び内閣府の差別解消のリーフレット等を添付を行い、障がいに対する理解を深め、窓口対応等での適切な対応を各部署にお願いをしているところでございますが、議員ご指摘のような、全職員を対象とした職員研修は実施しておりません。 今年度予定の全職員を対象とした研修につきましては、今年度の計画で研修内容を含め、講師等の選定もできております。 以上のことから、筑前町行政職員人権・同和問題研究推進会議、これは、総務課人権・同和对策室、生涯学習課が関連をしておりますが、この中で講師等の選任を含め、次年度の職員研修の計画で協議を進めていきたいと考えているところです。以上で

	す。
議 長	深野議員
深野議員	今、課長よりですね、職員研修は実施していないということですが、やっぱ実施していなくて、次のですね、研修の計画の協議をしていくというようですが、やはり私は、この障害者差別解消法のようにですね、全職員が知っておかなければならない法律というのは、今後も制定されていくと思いますから、法律が制定されたら速やかにですね、全職員への周知あるいは研修をしていただきますよう申し述べて、次の質問に入りたいと思います。 続いて2項目の障がい者に対する合理的配慮についての質問をさせていただきます。 障害者差別解消法の施行を紹介した県のパンフレットがございます。このパンフレットですが、この右下にですね、QRコードと切込みが2つ入っています。このQRコードをスマートフォン専用アプリを使って読み取ると、そのページに書いてある文章が音声で読み上げられるというようになっているものです。 もう1つは、右下のほうに切り込みが2つございます。これは2つの意味があります。1つは、このQRコードがこの切込みのすぐ近くにありますがよということです。 そしてもう1つは、この切込みの2つは、QRコードが両面にあるということを説明しています。 そういうふういろんな工夫をされて、県でも努力をしています。県の所管課では広く県民に周知したい広報物、それから配布物に準じ活用をし、広げていく予定である。このことがですね、行政の責務であると語っておられます。 費用については、導入自治体の印刷費用の負担軽減の配慮、工夫がなされるとも伺っております。ぜひ、筑前町でも情報を収集していただき、導入の方向で検討していただきたいと思います。 昨年、新聞報道で、京都府の飲食店が視聴覚障がい者の入店を拒否したことが明らかになったとの報道がありました。こうした事例は悲しいかな枚挙に暇がないという現状であります。障害者差別解消法の合理的配慮において、過剰な負担がない限りというただし書きがありますけれども、これはしなくていいということではなく、違う方法を探したり、また、ともに生きていくために人として知恵を出し合うということだろうと思います。 ちなみに私は今、ずっと合理的配慮という言葉を使っておりますけども、この言葉は国連の文章を日本政府が訳したときに使われた言葉だそうです。 しかし、障がい者の方々の中には、この言葉に違和感を持った方がいらっしゃると思います。それはこの言葉が配慮する側、される側、また行為を与える側、受ける側というイメージになり、そのことが「してあげている」という上からの目線の意識が作られてしまうからだと思います。 元々英語では、リーズナブル・アコモデーションという単語で、直訳すると、リーズナブルは合理的、アコモデーションは調整とか適応ということです。 このことから権利として当然補償するという意味合いで、合理的配慮を敢えて権利保障と言い換える当事者もいらっしゃることも、ぜひ知っておいていただきたいと思います。 そこでお尋ねですが、この広報物や配布物への配慮を含めて、筑前町が今、取り組んでいる、あるいは近々に予定している視聴覚障がい者への合理的配慮の具体例をお示ししていただきたいと思います。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。

	視聴覚に障がいのある人への筑前町での合理的配慮ですが、これは役場だけではなく、社会全体の課題でございます。役場におきましては、これまでの課題でありました事象に対しまして、ご本人の状態、状況に応じた対応を、それぞれの窓口において行っております。 はじめに、視覚障がい者に対する具体例としましては、役場窓口におきまして、ご本人の希望を踏まえての代読や代筆、応対中にご本人の前を離れるときは声をかけて離席する、などの対応をしております。 役場からの郵便物につきましては、同居のご家族様の目にも触れるように宛名を追記したり、書類の字を大きくして印刷するなど、障がいの個々の状態に応じまして、可能な限りの配慮を行っております。 また、ボランティア団体と連携しながら、町広報や議会だよりを音読したCDを作成しまして配布しているほか、町ボランティアセンターを通じて、ガイドボランティアによる外出時のサポートを行っております。 次に、聴覚障がい者に対する具体的例としましては、役場窓口においての筆談、ファックスを使用しての連絡や場合によっては訪問することもございます。 また、社会福祉協議会への委託事業ではございますが、コミュニケーション支援として、手話通訳者の派遣を行いまして、病院受診の支援や活発な社会参加の機会の増加を図っております。 障がい者に必要な支援は、個人や場合によって異なりますので、今後とも個々の特性に応じて工夫をしながら、適切にご本人に配慮した対応を行ってまいります。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	筑前町でもですね、個々の状態に応じた対応とか配慮しているのは分かりましたが、先ほどですね、私が紹介したQRコードの件は、NPO団体であります日本視覚障がい者情報普及支援協会がですね、自治体向けに音声コードの研修とか、あるいは音声コードを作成するソフトをですね、無償で貸与をしています。ぜひ、筑前町でも研究していただき、視聴覚障がい者への支援や配慮に役立てていただきますよう申し述べて、次の質問に入りたいと思います。 次に、3項目目の質問ですが、昨年5月、発達障害支援法が改正されましたが、この法律では慣行や制度といった社会的障壁によって、日常生活が制限される人を対象としております。 また、この社会的障壁を取り除く方向で支援は進めなければならないとして、学校には指導目標や配慮事項を示した個別の指導計画の作成を義務付けております。 この発達障害支援法は2005年に施行されておりますけれども、今回の改正によって、発達障がい者、つまり高機能自閉症をはじめとする、アスペルガー症候群、注意欠陥、多動性障害、学習障害など、知的な障害を伴わない発達障害も支援の配慮の対象となりました。 2012年の文部科学省、普通教室に在籍する発達障害の可能のある特別な支援を必要とする児童生徒の調査結果については、学習などにおいて何らかの困難がある子どもは6.5%、約40人学級に2人か3人はいると報告をされております。 また、社会的適応が少々苦手なグレーゾーンといわれる子どもたちも増えてきております。自閉症やアスペルガー症候群など、周囲に分かりづらい障害を抱える子どもたちに対して、乳幼児から高齢期までの切れ目のない支援が期待されているところです。今回の改正のポイントの1つであろうかと、私は思います。 小中学校の現場では、困難を抱えながらも子ども一人ひとりのために、多くの先生方が奮闘されているという現状であります。今回の改正により、教育現場には個別の支援企画、指導計画等の作成が義務付けられていますが、各小中学校の現状はいかが

	でしょうか。 先ほど紹介したように、現場では人権・同和教育、障がい児教育の視点から、既に児童生徒の実態から、発達障害の子どもたちへの具体的な手立て、また、個別的な支援や配慮、あるいは子どもたち同士の支え合い、地域の協力などを結び合いながら、既に一人ひとりを大切にする教育実践に奮闘されておりますけれども、こうした学校や特別支援、障がい児担当教員や特別支援コーディネーターの先生を支える筑前町としての手立てを、どう講じられておられるのかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、学校等の公的機関においては合理的配慮の提供が法的義務となりました。また、同年8月からの発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行においては、教育現場における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を推進するよう示されています。 このような背景から、合理的配慮の内容を個別に教育支援計画に明記することが重要であり、個別の指導計画にも活用することが望ましいとされています。 議員ご質問の、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成状況につきましては、平成28年3月に合理的配慮の内容を明記した個別の支援計画や個別の指導計画の新様式例を示し、特別支援学級、通常の学級、通級による指導等といった、多様な学びの場における指導に活用するよう通知しております。 平成28年どの調査におきましては、発達障害児童生徒も含め、すべての学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、計画に基づく教育活動を行っております。 また、通級指導教室に在籍する児童につきましても、個別の指導計画を作成し、計画に基づく指導を精力的に行っております。 また、特別支援教育を推進するための学校や教職員を支える町としての手立てについて、お答えします。 1つ目は、情緒の通級指導教室、いわゆるLD・AD・HD教室の開設についてです。 保護者の皆様から、強い要望をいただいております情緒の通級指導教室の開設につきましては、これまでも県教育委員会に強く働きかけを行うとともに、指導者につきましても、国立特別支援教育総合研究所において、2カ月に及ぶ長期の専門研修を受講していただくなど開設準備を進め、本年度三輪小学校にLD・AD・HD教室を開設することができました。 2つ目は、特別支援教育支援員の配置と研修の充実です。 本町におきましては、発達障害等のため特別な教育支援を要する児童生徒が在籍する学級に対し、当該児童生徒及び教員を支援する目的で、9名の特別支援教育支援員を配置しております。 また、本年度5月に実施しました特別支援教育支援員、学習支援員研修会におきましては、北筑後教育事務所の特別支援教育担当指導主事を招へいし、発達障害に対する認識や一人ひとりの児童生徒に応じた支援のあり方について、学ぶ機会を設定いたしました。 3つ目は、特別支援教育にかかわる相談体制の整備についてです。 各学校におきましては、特別支援教育にかかわる保護者や教職員の相談、児童生徒のカウンセリング等に関しまして、町費2名、県費2名のスクールカウンセラーを積極的に活用し、専門的立場からの助言を得ることができております。 また、教育委員会としましては、就学相談を実施、保護者への情報提供及び支援、学校と保護者との連携に対する働きかけを行っております。今後も特別支援教育の充

	実を図るため、学校や教職員、保護者への支援を精力的に行ってまいります。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	特別支援教育をですね、推進するために、町も様々な支援をしていることは分かりましたが、やはりこの発達障害の問題は、やはり僕はですね、このグレーゾーンにいる子どもたちが増えてきていることと、やはり周囲に分かりづらい障がいを抱える子どもたちに対するきめ細やかで継続的な支援だと思っています。 今後でもですね、特別支援教育のさらなる充実支援をしていただきますよう申し述べまして、次の質問に入りたいと思います。 次は、大きな2項目めの筑前町の子どもの権利条例についてであります。 茨城県取手市の中学生の悲しい出来事が、先月、今月頭、報道されまして、心が痛くなる思いであります。 筑前町でも過去の悲しい出来事から、2007年9月に筑前町こども未来会議による行動指針の策定、12月に筑前町子どもの権利条例の健全育成に関する審議会設置条例を設置して、2009年に筑前町子どもの権利条例が施行されました。 この条例ができるまでは、審議会で様々な議論や町民へのパブリックコメントを募集したりと、職員や委員さんにはご苦労されたと思います。 そして、素晴らしい子どもの権利条例が施行されていますが、施行当時はこの条例を町民、とりわけ子どもや保護者には知っていただこうと町も周知をしたと思いますが、今年で8年目を迎える今、この条例を知らない町民が増えてきているのかと危惧をしています。 町として、この条例の周知をどのようにしているかを、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 筑前町子どもの権利条例は平成19年9月にこども未来会議において、子どもの権利条例とこども未来センター設立を提言され、今年で10年です。 その提言の後、平成21年4月に子どもの権利条例として施行されて8年が経過いたします。この条例施行後、こども未来センターでは、子どもの権利条例のチラシやリーフレットを作成し、分かりやすい周知に努めてまいりました。 チラシやパンフレットなどは、特に町内小中学校の児童生徒と学校の教職員の方、保育所、幼稚園、また民生委員会や医療機関などの各団体を中心に、施行の平成21年から昨年まで、28年度までの8年間に、子どもの権利条例のみについてのチラシ等の配布は1万3,000枚を超えております。 また、権利救済制度や子どもの権利宣言を加えたものは、さらに1万5,000枚、また、こども未来センターの周知や相談窓口の案内においては約2万1,000枚を配布いたしております。 また、チラシ等の配布のみではなく出前講座として、子どもの権利条例についての説明や権利救済制度の説明も含め、ミニ講座として、町内小中学校の生徒や教職員の方、近隣の高校また関係団体のところへも、確認できるもので11回、1,380名に行ってまいりました。 また、子どもの権利条例に関する認知度についてのアンケート調査を平成24年、27年、28年と行い、その結果をもとに啓発活動を行ってきております。 直近の平成28年のアンケートでは、子どもの権利条例を知っている割合が、以前よりも減少していることが分かりました。筑前町のかけがえのない子どもの命を守り、私たちの大切な希望でもある子どもの未来を守るために、本年度は施行から10年目の平成31年度を目標に、子どもの権利条例の啓発計画を策定したいと考えてお

	ります。 こども未来センターには運営委員会がございますので、そちらに提案をし、策定をしたいと考えております。 具体的な今年度における啓発活動ですけれども、町内全小中学校への出前講座や幼稚園、保育所など幼い子どもの子育て世代にも呼びかけ、各種団体の集会時のチラシ配布のみではなく、出前講座にも力を入れていきたいと思っております。 町の人権啓発事業にも子どもの権利条例のチラシ配布やポスターなど、分かりやすい資料の作成を検討し、全町的な啓発活動を実施していきたいと思っております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	課長よりですね、これまでの条例を周知した経過やアンケートの実施が報告をされましたが、私もですね、地元の子どもたちに、この子どもの権利条例のことを聞きましたが、知らないとか、あるいは聞いたことはあるけど、内容まではと答えた子どもが多いのが現状です。 そこでこの条例は、特に子どもを持つ保護者、あるいは当事者の子どもたちは知っておくべきと、僕は考えますが、学校教育の中で子どもの権利条例の取り扱いはどうなのか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 平成21年度に筑前町子どもの権利条例が施行され、その後こども未来センターが作成しましたリーフレットをもとに、各小中学生を対象とした講話や出前講座が実施されてきました。 しかしながら、議員ご指摘のとおり、筑前町子どもの権利条例の施行から8年を迎える現在、教職員の異動もあり、再度児童生徒の教育をつかさどる教職員に、本条例の周知を図る必要があると考えます。 そこで本年度につきましては、こども未来センターにおける学校教職員を対象とした出前講座の実施に向け、教育委員会といたしましても、校長会を通して、各学校に依頼しているところであります。 また、学校教育における子どもの権利条例の取り扱いについては、社会科や道徳時間等、教科、領域のねらいとの関連を踏まえた上で、本条例を授業で活用する等、学校における教育活動を通して、児童生徒の子どもの権利に対する認識が高まるよう、併せて依頼しております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	学校教育でもですね、子どもの権利条例の認識が高まるように取り組みをですね、していることは分かりましたが、このこども未来センターが作成したリーフレットがあるかと思います。もしそのリーフレットが残っていればですね、また、今後作る予定があれば、私は、小学校入学時に保護者に配布するなどして、この条例の周知をするのも1つのやり方だと思いますが、リーフレットの件については、町はどう思いますか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 議員ご案内のとおり、リーフレット等を配布して、子どもの権利条例を周知していくことは、1つの効果ある取り組みだと考えます。教育委員会としましても、こども課と連携し検討を図ってまいります。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	分かりました。

	いずれにしても、筑前町のかげがえのない子どもたちの命を守るために作ったすばらしい条例です。多くの方に周知していただき、子どもたちの未来を守っていただきたいことを申し述べて、次の質問に入ります。 大きな3項目目です。 部落差別解消推進法に基づく町の取り組みについてであります。 第192通常国会で、部落差別の解消の推進に関する法律、部落差別解消推進法が賛成多数で可決され、昨年12月に公布施行されました。33年間続いた同和対策に関する特別措置法の失効後は、人権教育啓発推進法に基づいて、自治体などが取り組みを進めてきましたが、財政的な面も含めて、まだまだ課題は山積みしています。 部落差別解消推進法は、人権侵害に対する救済や差別行為に対する規制のない、いわゆる理念法ではありますが、憲政史上初めて部落差別という用語が使われた法律であり、第1条で、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じてきていることを踏まえ、日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題である。部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすると明記されました。 また第4条で相談体制の充実や第5条で教育啓発、第6条では部落差別の実態調査などが盛り込まれており、国が現在においても部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであると認識を示したことには、大きな意義があると考えております。 一方で町内においては、筑前町差別をなくする条例や筑前町人権施策実施計画をすでに作成しており、町民意識調査も取り組んでおられますが、残念なことに、わが筑前町でも、特別措置法失効後においても、差別発言や差別問い合わせなど、極めて深刻な差別事件が連続して発生したことは記憶に残っていることと思います。 本法は昨年に成立した障がい者差別解消法やヘイトスピーチ解消法と同様に、個別法としての今後の人権教育啓発活動に一定の効果が期待できると思います。 また、県内や町内で発生している差別事件をなくすためには、より具体的に部落差別解消推進法の趣旨を広く町民に周知する必要があると考えます。 例えば部落問題を理解するための教育啓発の積極的推進や人権侵害や生活に関する相談体制づくり、部落差別の実態調査の実施を数年ごとに行う必要があります。さらには町の行政、町民、企業などの役割を果たすためにも、明らかにするためにも、部落差別解消に向けた町の条例が必要だと考えます。 そこで、部落差別解消推進法に基づき、今後、町としてどのように取り組まれようとしておられるのか、お尋ねいたします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 部落差別解消推進法では、先ほど議員が述べられたとおり、国が部落差別の存在を認め、許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。また、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされています。 町では現在まで、人権・同和教育や啓発の取り組みとして、関係課、関係機関と連携し、幅広く施策の推進を図ってきたところでございますが、インターネット上でのデマや偏見、差別的情報の発信や戸籍等の不正取得事件など、未だに結婚や就職等の際しての差別や人権侵害が存在している現状を理解し、あらゆる差別の解消をさらに推進していく責務を十分に認識しなければならないと思っています。 それとともに住民の方々に正しい知識、理解を深めるための教育、啓発の一層の取

	り組みが重要な課題であると考えております。 具体的には、本年度、7月の同和問題啓発強調月間を中心に、街頭啓発や企業啓発、講演会、広報紙への掲載等を通して、部落差別解消推進法についての啓発を行う予定です。 また、行政職員研修をはじめ町の議会議員、区長、農業委員、民生委員、児童委員、人権擁護委員など町や地域活動でのリーダーとなる方々を対象にした団体研修などにおいても、この部落差別解消推進法をテーマに取り上げることにより、周知や啓発を推進し、学習を深める活動にも取り組んでまいります。 併せて隣保館を中心に行っています相談事業につきまして、相談員の資質向上や相談事業の周知を推進していきたいと考えております。今後も教育機関や本部機関、運動団体、朝倉地区人権啓発情報センターなどと連携して、取り組みを進めてまいります。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	この問題についてのですね、教育的立場からの回答がないと思いますけど、今、町のほうから回答がなされましたが、教育的立場から回答があれば、ありますか。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 平成28年12月に部落差別解消推進法が施行されまして、各学校に対しましては、これまで培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、すべての人の基本的人権を尊重する教育活動を行うよう、本年3月本法及び付帯決議を踏まえた人権教育啓発の推進をお願いしたところであります。 各学校におきましては、本法第5条の教育及び啓発に関しまして、同和問題に対する正しい認識を育むための社会科、歴史分野や基本的人権の尊重にかかわる事業公開を通して研修を実施し、指導する教職員の認識や授業力の向上を図ってまいりました。 また付帯決議には、当該教育及び啓発による新たな差別を生むことのないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、内容、手法等に配慮することと示されており、すべての子どもたちに対する確かな人権認識を育むためには、単なる知識理解にとどまらず、実感を伴い、子どもが子ども一人ひとりの心にしっかりと響くような授業と授業実践力の向上が必要であると認識をしております。 教育委員会としましては、同和問題に対する確かな人権認識を育むための授業づくりへの指導、支援を今後も精力的に行ってまいります。 また、9月に開催いたします校長人権・同和教育担当者研修会において、人権認識を育むための指導のあり方など、公開授業を通じた研修を実施し、すべての学校で取り組みが推進されるよう研修会の充実を図っていききたいと考えております。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	今ですね、それぞれの課長より、法律を受けての町の取り組みや今後の啓発活動や研修等に力を入れていくことは分かりましたが、その部落差別解消に向けた条例の問題が抜けていたと思います。 部落差別解消法が制定されて既に策定されている筑前町差別をなくする条例を、今後も推進していくのか、また、その条例を見直して、文言を追加したりするのか、あるいは新規のですね、部落差別に特化した条例を制定するのか、町長の考えをお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	本町においては、筑前町差別をなくし人権を守る条例が、議員が述べられたとおりございます。 この条例は、町の人権、同和行政を行う上での根幹をなすものでございますので、新たな条例を制定することにつきましては、現行の条例を踏まえて、今後の推進法等の施行、規則等の制定等も踏まえて考えていかなければならないと考えております。検討してまいります。
議 長	深野議員
深野議員	検討することで、前向きにですね、検討していただければと思います。 最後になりますが、来月はですね、福岡県の重要施策であります同和问题啓発強調月間であります。筑前町でも講演会が開かれますが、こうした講演会を通じてですね、部落差別のない世の中をつくるために、筑前町もしっかりとした取り組みをしていただきますよう申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。
議 長	これで1番 深野良二議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 2時40分から再開します。 (14:28)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:39)
議 長	4番 山本一洋議員
山本議員	早速、質問に移りますが、私は議員となりまして、今回までに9回の一般質問を行ってまいりました。そこで今まで行ってきました質問の、その後、どのように対応されたのかを中心に、通告に従いまして質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。 まず1点目の教育問題について、お尋ねをいたします。 今日まで小中一貫教育の推進について、数人の議員からいろいろな角度で質問がなされてきましたが、その後の進捗状況と今後の進め方についてお尋ねをいたします。 平成28年度の全国での調査では、37市町村で115件の小中一貫教育推進の予定があり、隣の朝倉市でも現在、取り組みがなされているところでございます。 小中学校一貫教育のメリットとしては、義務教育9年間の全体像を把握し、児童生徒を見ることで成績に合わせた個別の対応も可能になることや中一ギャップをはじめとした課題の解消、地域学習や伝統芸能など、地域の特色ある独自の教育活動が展開しやすいことなど、集団の中で互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすいことなどがあると言われております。 そこでまず、筑前町における小中学校の一貫教育の課題と方向性について、お尋ねをいたします。 文部科学省の小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方法の審議のまとめにもありますが、小中一貫教育の定義としましては、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すとあります。 このような文部科学省の方針に対する町の考え方や、どのような形でこれを目指そうとされているのかを、まずお尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほど国の方針等についてはですね、議員がおっしゃられたとおりでございますの

	で、省略したいと思います。 町としてはですね、小学校と中学校は、児童生徒の発達段階に応じて教育活動が異なるため、指導体制や方法などの様々な違いが、いわば学校の文化として積み上げられてきました。 このため、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけでは、成果は上げることができないというふうに言われております。 大切なことは、義務教育9年間で連続した教育課程として捉え、児童生徒、学校、地域の実情等を踏まえた具体的な取り組み内容の質を高めることが必要であると考えます。 教育委員会としましては、義務教育9年間の視点に立ち、子どもたちの発達や学習の連続性を重視した一貫性のある指導を行うことが大切であると捉えており、学校教育推進における重点施策に小中一貫教育の視点を位置付け、具体的な取り組みを進めてまいりました。 このような取り組みを通して、教職員の意識改革や保護者、地域の醸成を図っていくことが、まずは大切だと考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	目指そうとする形は大体見えましたが。 昨年的一般質問の回答の中で、前教育長が、筑前町に相応しい筑前町ならではの小中一貫教育の実現を通して、志の高い児童生徒の育成を目指すとの考え方を述べられておりましたが、その考え方を入江教育長は継承されるのかをお尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	昨年的一般質問で前教育長が回答しておりましたとおり、小中一貫教育の推進にあたっては、何よりも主体的、自立的に取り組もうとする教職員の意識改革、保護者、地域の理解と協力を得るといった実施に向けての醸成を図っていくことが極めて重要であります。 そのことを踏まえ、制度化にあたっては、一貫教育の実施に伴う教職員の負担軽減と課題の検討、先進校の事例を参考にした調査研究を行い、前教育長が申されたとおり、筑前町ならではの小中一貫教育、筑前町に相応しい小中一貫教育に向け研究を深めてまいります。
議 長	山本一洋議員
山本議員	分かりました。 それでは、前教育長の回答の中で、小中一貫教育を進める上では、学校運営協議会やPTA、地域全体の理解や協力が必要との回答がございましたが、理解や協力を得るために、今日までどのような対応が取られてきたのかを、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小中一貫教育を進める上で、地域全体の理解と協力を得るために、まず小中学校における学校運営協議会の連携を図ってまいりました。各学校の学校運営協議会に小学校、中学校を兼務していただく運営委員さんを位置付けたり、小中合同の学校運営協議会を開催したりすることを通して、合同で取り組むことができる行事や小中学校共通した教育課程について熟議していただきました。 このように学校運営協議会における小中連携が、小中学校合同による事業や取り組みに結びついております。 その1つが、各行事等を通した、子ども間の小中連携についてでございます。 昨年度は地域のボランティアの支援を受け、草場川にホタルの幼虫を放流するといった取り組みを小中学生が合同で行ったり、夏季休業中に小中学校合同の学習会を開

	催したり、小学校の行事に中学生が参加し、小学校への支援をしたり等、子ども間の交流が積極的に行われました。 このことを通して、子ども達の自己有用感や自己存在感が育まれ、教職員も取り組みの価値を実感しているところであります。 また、中学校区ごとに実施しています家庭学習強化週間やネットしない宣言については、子どもたちにかかわる喫緊の課題として、学校運営協議会での熟議を行い、学校、家庭、地域の連携のもと取り組みを推進してまいりました。今後も子ども間、保護者、地域間の連携した取り組みを通して、その教育活動の効果を実感しながら、目指す子ども像の一貫性や指導の一貫性の必要性を、学校、家庭、地域全体が求めていくような機運を高めるために、様々な取り組みを行ってまいります。 また、コミュニティスクール通信や学校通信等を用いて、保護者、地域へ積極的に発信していくことで、小中学校が一貫して取り組むことの良さについて、保護者、地域の皆様の理解と意識の醸成を図ってまいります。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	必要性の気運を高めるというようなことのように、前に進んでいるのかなとは思いますが、前教育長の答弁の中で、小中一貫教育の方向性をもって、校長先生、教務主任、指導主事の先生方によるプロジェクト会議を設けて、カリキュラムの編成に向けて進めるとの回答があっていましたが、その後、その検討の成果や小中学校の先生方の連携を深めるための取り組みは、どのように進んでいるのかをお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、小中一貫のカリキュラム編成につきましては、平成25年度に小中一貫のモデルカリキュラム、筑前っ子育成プランを作成し、義務教育9年間を貫く連続した学びと育ちのある教育活動について、全小中学校で取り組みが進められております。また、算数、理科、数学につきましては、9年間の系統性を踏まえたカリキュラムの概要を作成しておりますが、学習指導要領の改定に伴い、今後、検討が必要であると考えております。 次に、小中学校の教職員の連携を深める取り組みについてお答えします。 まず、小中一貫教育を推進するためには、小中学校の指導方法や指導内容、生徒指導などの違いから生じる、小中学校教員の意識の違いを埋めていくことが重要になると捉えております。 そこで本町では、平成27年度から中学校区ごとに小中合同授業研修会を開催し、指導内容や指導方法、さらには生徒指導について協議を行ってまいりました。その協議会の中で、教科別分科会を設定することで、教科内容の系統性や指導方法の系統性が活発に議論されたり、学年別分科会を設定することで、発達段階による指導方法のあり方が議論されたりしております。 また、学習規律等学びの土台等についても交流を行い、中学校での実践を小学校でも取り入れるなどの小中一貫に向けた取り組みや意識の改革が進んできております。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、おっしゃいましたように、小中学校の連携と先生方の意識の違い、小学校と中学校の先生たちの協力が、ぜひとも必要だというふうに言われております。そういった意味で、今からが本題のところになるわけですがけれども、今までずっと述べられて、回答されてこられましたけれども、その中でやっぱり小中一貫教育の意義というか、メリットについてはですね、十分、共通認識だろうと思います。 そういったことで、じゃあ、現在、三輪地区がですね、小学校1校、中学校1校で

	ございますので、試験校というか試行、試す行、試行校として、施設分離型での小中一貫教育の先行をしてはどうかというふうに考えておりますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 教育委員会としましては、小中一貫教育の実施に向け連携一貫の視点を位置付けた教育施策に対する各中学校区での特色ある実践を、実践地として積み重ねることを通して、小中一貫教育に対する教職員の意識の醸成や地域全体の気運を高める取り組みを進めております。 議員のご案内の小中一貫教育の先行実施について、三輪地区を試行校として小中一貫教育を実施するという段階には至っておりませんが、小中一貫教育の実施にあたっては当該地域の子どもたちにとって、どのような意義を持つか、十分な検討を行い、小中一貫教育の目的や目標を満たす子ども像や地域像、教職員像を先行事例や国が示しています実施に関する資料等を参考にしながら、方針を検討していくことが、まず必要であるというふうに考えております。 また、施設分離型にかかわる課題として、児童生徒や教職員が学校間を移動する際に要する時間や時間割編成の問題、合同授業や合同行事を行う際の施設等の問題など、様々なことが考えられますので、現在、実施しております様々な小中連携の取り組みを通して、検証を図ってまいりたいと思います。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今の回答の中では、まだ、結論的にはその段階に至っていないということなのかもしれませんが、2年前の一般質問の中で、ある議員から質問が、小中一貫教育の推進についての意見が出ています。去年も出ました。 内容的にはですね、去年からは進んでいると思います。今、回答の中でいろいろ小中学校の先生方の連携の問題、カリキュラムの問題等も進んでいるかもしれませんが、まだ方針の検討中というようなことで、いつまで検討されて、そしていつ頃までには目途を立てるのか、小中一貫教育の推進については同じ考え方だろうと思いますので、いつ頃までにその目途を立てられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 今、いつ頃までに目途を立てるのかということでございましたけれどもですね、現在、先ほど申しましたような、非常に高いハードルがですね、あると思います。 それから、最初、議員がおっしゃいましたように、全国で39市町村、そして115件ということのお話ございましたけれども、まだまだ先進的にはですね、全国的にはまだ非常に始まったばかりというようなことでもありますし、それから本町の、例えば、三輪校区の場合を考えた場合に、先ほどハードルが高いということも申し上げましたが、学校規模の問題ですね、等もあって、なかなか一緒に施設でするのが難しいとかですね。それから今こういった、先ほど申し上げられた全国の事例というのは、隣の朝倉市を見てもお分かりかとは思いますが、そういった議論がされておるところは、児童数が、あるいは生徒数が極端に減って、やはり小中を一貫したほうが地域の教育力を高めていくには、よりいいということもあると思います。 現三輪校区を見た場合にはですね、まだそういった危機的な状況でもありませんので、十分しっかりとしたですね、期間はかかっても、しっかりとした議論が必要かというふうに思います。
議 長	山本一洋議員
山本議員	私が聞きたいのは、しっかりとした議論をいつまでにされるのかというようなこと

	を言いたいわけですがけれども。 やっぱり隣の朝倉市の、今、教育長言われましたけれども、やっぱり前に進んでいるわけですね。地域に教育委員会が出向いて、地域の意見を聞いたりするようなこともやっています。 課長の答弁の中に、運営協議会の話もありましたけれども、運営協議会も一つのそういう地域を巻き込んだ団体ではあるとは思いますが、ぜひともですね、繰り返すことになってしまいますけれども、小中一貫教育のメリットとしては、十分、共通認識だろうと思いますので、子どもたちの個性や能力を伸ばすためにも、ぜひとも1歩でも2歩でも前に進むような取り組みをお願いをいたしまして、次の問題に移っていきたいと思います。 2点目は、農業問題について、お尋ねをいたします。 私は、平成27年6月の議会で、本町の基幹産業である農業の振興について、お尋ねをいたしましたが、その後、本町にも1つの農業法人ができ、法人化問題ではある程度の前進が見られ、関係者の方々にはたいへんなご苦労があったのではないかと推察いたします。 しかしながら、本町の集落営農組織の構成員は年々、高齢化が進んでいるのが現状で、米、麦、大豆を耕作している地域の方から、私にもいろいろな話をされる機会がありました。 その中で、「あともう何年農業をしきるやろか、あと2年、3年ぐらいやろか」、病気がちで農業がたいへん辛くなったので、営農組織に耕作を依頼すると、誰もがもう一杯一杯で、これ以上増やしきらんばいと断られるようなこともあったと。また、高齢で農業を頑張っている方からは、先祖から引き継いだので、自分の代では田畑を荒らすわけにはいかん、自分たちが荒らさんようにして環境を守らんといかんなど、悩みを本音で話され、本当に頭が下がるとともに、これが筑前町の現実ではないかと考えさせられたことがございました。 そこで町長にお尋ねをいたします。 町ではこのような現状の認識に立って、今後の農業の将来像について、どのように描こうとしてあるのか、お尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今後の農業を描くということで、1つの夢、思いも含めた答弁ということで、よろしゅうございますでしょうか。 では、私の職員時代からの思いも含めて、少し述べさせていただきたいと思います。 私は、職員時代から考えておりました地域振興の思いの一端を述べさせていただきたいと思います。 国家100年の大計に立てば国づくり、私どもにとって町づくりの要諦は、食産業の充実と教育の充実であると、私は以前から、そして今も考えているところでございます。 この筑前町にとって、22世紀に残すべき遺産は、この農地と人材であることは間違いないと思います。私は町内の神社、特に大己貴神社の祭礼に触れるとき、本地域で暮らしてきた先人は数千年何を求めてきたのだらうと思いを馳せます。神殿に備えられた豊穡なる農産物、そして平和安寧を願う巫女たちの舞、今、私どもが標榜している食とまちづくりは、時代を超えてこのふるさとで営々と願い築かれた人々の思いそのものであると思います。 その食料を生産する農業、本町の土地利用の3分の1以上を占める家族農業が、経済社会の進展とともにここ数十年、従来の形態での存続が厳しさを増しております。 そういった社会情勢の中で、筑前町の農業のあり方を考えなければなりません。戦

	後筑前町の農政は、国策に沿った優秀な農政執行自治体でありました。いち早く町の最大の事業であるほ場整備を実施し、その後カントリーエレベーターや大型コンバイン等を導入し、画期的な経営改革を成し遂げました。 また、ブロックローテーション制度や大豆作りの技術は九州のトップクラスと言える町でもありました。 30年ほど前は、特に米、麦等の土地利用型作物の農業経営は、多くの自治体から視察訪問を受けたものであります。私は30年ほど前、今からは農業経営が大型化し、単調になる。でも農業とは、百姓という名のごとく単作であるべきものではない。農の技術、伝統文化は継承すべきだと考えました。 将来は野菜な果物を大量に生産して、東京や外国などの大型市場に出荷するスタイルと地域で少量多品種を販売する地産地消とに二極化すると考えました。 このことから女性グループと仕掛けたものが、今、農協の前にあります直売所とまとであります。まと創設のテーマは、もったいないと鮮度で勝負、女性の力を引き出すことでございました。それがより発展的な施設として、観光的視点を取り入れたのがみなみの里であろうかと思えます。 一方で米価の下落に伴い、農家所得の向上のために、何か手立てはないものかと模索している最中に、みなみの里の目玉商品にと見出したものが黒大豆のクロダマルでありました。15年ほど前、九州向けの黒大豆を開発したとの経済新聞の小さな記事を見つけ、早速、開発した国の九州農研機構に問い合わせ、大分の発表会に出向きました。キロ1万円からの種子を、これは手銭でございましたけれども、購入し、近所の農家に村おこしを語り、一緒にやろうと栽培してもらったのが起こりでございます。 3年間栽培し、品質、特に加工向き、九州にはない黒豆や枝豆ができると確信し、町の事業として取り組んだものであります。 筑前町は隣の朝倉市のように、万能ねぎや柿栽培ができる肥沃な農業の町ではありません。しかし九州での筑前町の米、麦、大豆の生産はトップレベルであります。この中で特徴を出しやすいのが、加工と消費拡大と健康をテーマとすれば大豆であります。それも成分、わが町の地名にもふさわしいクロダマルであろうかとも思えます。地域特性と多くの農家が生産に、また住民の健康に貢献できる筑前クロダマルの活用は、地域振興の起爆になり得ると考えたところです。 次に、観光と農業です。 観光をテーマとした農業の一事例がみなみの里であります。出荷者も400人、来客数も延べ約100万人、売り上げの約8割以上が筑前町産、売り上げも6億円以上と、本町の米の生産額の半分以上を超えています。まだ伸びしろがあります。何よりも売り上げの伸びが出荷者と消費者に評価されている証明だと思います。 観光とは、経済効果を伴わなければ継続しないと考えます。今、本町で観光事業として成り立っているのは、ゴルフ場、花立山温泉、それに芽吹きつつある古民家を活用した食事処、また観光いちご園、それにみなみの里であります。 ここで注目すべきは、みなみの里を除いて大半が町外、いわゆるよそ者の取り組みであるということです。今、進んでいく高齢社会とグローバル化、それを念頭に置くと、農業と観光を結び付けるものの1つに、農の暮らしと観光農園が見えてきます。今、本町の観光施設で、外国人の入込が多いのは観光いちご園です。ライオンいちご園さんで、年間1,000人からの外国からの来園があり好評とのこと。 私は、糸島市の取り組みを意識しています。あの海辺のカキ小屋が人気です。私は素晴らしい取り組みだと思います。本町にはカキ小屋は似合いませんが、あの取り組みは参考になります。カキ小屋ならぬ、ハウスならぬ、いちごハウスはできると思います。みなみの里を拠点にして、農の暮らしと観光と食の暮らしを表現し、ビジネス
--	---

	としてなり得ることを証明し、全町に広げていくことが夢であります。 そのためにみなみの里の周辺に観光いちご園、枝豆摘み取り、タケノコほり、古民家活用など、物だけでなく、事を楽しむ農の空間を創出したらと考えます。町の至る所にいちご園があったり、農家レストランがある。また、農の暮らしを楽しむ人が住む、そんな町を紹介できる情報拠点として、道の駅を設置できたらと考えます。それが、とかいなか筑前町の魅力だと描きます。 また、農業法人化の問題であります。 私は基本的に米、麦、大豆の生産は国策として、所得保障はすべきだと思います。税金で補償すべきだと考えます。 出ないと採算が取れない麦作は消滅すると思います。本町の風物詩である麦秋の風景は過去のものになります。本町は効率化を求めて集団化を進めてまいりました。しかし、所得増大の取り組みまでには至っておりません。まず、元気のいい後継者もいる集団は、若者を中心に人を育成する。高齢化と減退的な集団については、てこ入れしなければならないと考えます。 そこで私は、モデル地区をつくり、外部の人材、例えば、農業に関心を持つよそ者を地域で受け入れ、育てることだと思います。 例えば、地域おこし協力隊等によるよそ者の力を活用することだと思います。できれば空き家に住んでもらい、農業技術を学びながら、観光等を取り入れた経営を組み立てていく、そこに未来はあろうかと思います。そのための当面の生活資金等の行政支援は必要だと思います。 次に、六次化であります。 クロダマルをはじめとした六次化には希望が見いだせると思います。商工会もクロダマルの優秀さは認めていますし、町内の食店舗での販売にとどまらず、町外にも積極的な販売戦略もなされております。 また、町の食生活改善としてのクロダマル活用は熱心であります。女性の力が引き出せます。こんなチャンスはあまりないと思います。あとは生産体制の充実であります。この問題について、明日、農協組合長と意見を交換いたします。ぜひ、前に進みたいという思いを伝えたいと思います。 次に、企業誘致にしても、従来の県の指導は、自動車関連の誘致でしたが、4年ほど前から町の方針として、食もテーマとするということで、今回のヤクルト誘致にも結びついたと考えています。 見学者が数万人見込めると言われる施設です。ぜひ記念館、みなみの里、いちご園等の食と結び付けたいものであります。 一方で、本町南部の農地、特に県道筑紫野・久留米線、いわゆる産業道路沿線は、海外輸出もにらんだ大型農業ハウスでのトマト、いちご栽培等による高度生産型の農業展開も可能性を秘めます。 以上、本町北部はスローフード、南部国県道沿線は高度生産型のゾーニングをイメージします。他にもありますが、農を活かした町づくりに将来ありと確信して、熱い思いを持った人たちと一緒に、夢に向かっていきたいと申し述べ、答弁とさせていただきます。以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	たいへん長い時間、思いを語っていただきました。ありがとうございました。 私の質問の仕方がちょっと悪かったのかなと思いますが、いろいろ思いを聞かせていただいて良かったと思います。 最後に、町長は、将来があると、農業に将来があると言われました。私も将来がなければいかんと思います。そのためには耕作者、農業就農者を増やさないとかなんかというふうに思っています。

	今、町長の話の中にも地域おこし協力隊とかよそ者という、言葉はいろいろあれですけれども、そういう他からの人たちをより活用するというやり方も1つかと思いますが。現状はですね、先ほど申し上げましたように高齢化をしていると。筑前町の平均耕作面積2.2か3ha ぐらいだと思いますけれども。680名、去年の調べですけど、687名ぐらいの方が耕作してある。 要はですね、そういう少ない面積を耕作してある方が、どんどん減っているんじゃないか。というのは、今からも申し上げますけれども、私は、就農者を増やすため1つの方法としてですね、今、退職をされようとする方や退職をされる方が、実家が農家であって、農地を守らなければいけないというような方などを対象に、帰農奨励金、農業に帰るための奨励金とか、帰農補償金というものを支給しながらですね、就農支援をしていく方法も1つあるのではないかと。担い手を増やそうという、町は一生懸命頑張っていると思いますが、漢方薬がございません。じゃあ、明日からあなたしなさいと言っても、そうなるものでもない。 ですから、そういう土地を持ってある方、農地を持ってある方、退職しようとする、また、退職される方を対象に、そういう農業をやりませんかという、1つの方法を考えておりますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 定年後に就農される方、いわゆる定年就農者は年々増えてきているような状況でございます。 例えば、福岡県では、ちょっと事情は変わりますけれども、中山間地域の農地を守るため、例えば時間的にゆとりのある定年就農者の方などを対象に、中山間地域の通い就農を支援する制度もございます。町でも相談に応じ、農地の貸し借りの調整などの支援も行っておるところでございます。 また、定年就農者が直面する問題の1つでございます農業の技術の習得などにつきまして、県の普及センターを紹介し、指導を受けることができるように斡旋もしておるところでございます。 ご質問がございました帰農者と申しますか、リターンの方ですね、こちらへの支援というのは、現在、検討はしておりませんが、逆に定年就農者が前職で培われましたノウハウや知識、ネットワークなどはこれからの農業に大いに貢献するのではなかろうかと期待しておるところでございます。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	そういう技能を持つためにはですね、2年、3年しないと収益が、どうしても農業、例えば定年退職されて、明日から農業やりますと言っても、収益が得られない、やっぱり2年、3年かかるというふうに聞いております。 そういうようなことで、いろんなノウハウを持ってある方もおられるでしょうから、今、課長が言われるような、そういう対応をですね、ぜひお願いをしながら、次回の質問のときには善処した回答をお願いをしたいと思います。 それで、もう1つですね、これもまた、いろんな方から話を聞くんですが、農業に従事する上で、重労働の1つに草刈りが大変だということを誰もが言われます。 そこで提案でございますけれども、この草刈りを少しでも軽減させるためにも、自走草刈り機、なんかウイングモア、スパイダーモアというそうですけども、リースやレンタル事業をしてはどうかと思いますが、これについて、お考えをお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。

	現在、営農を営む上で一番のネックは、今、議員ご指摘のとおり、草刈りの管理作業であるということは承知しておるところでございます。 私どもの知る限りにおきましては、トラクター、コンバインなどにつきましては、小規模農家の農機具の過剰投資防止のために、J Aなどがリース事業などを行っていることは聞いております。 また、農機具メーカーにおかれましては、オペレーター付きでコンバインの収穫作業などを請け負っておられるところもあると話で聞いておるところでございます。 また併せまして、通常の刈り払い機ですね、これにつきましては、リース会社などでリースなどをされておるといことも承知しておるところでございます。 しかしながら、ウイングモア、スパイダーモアなどのリースを行っている事業所につきましては、残念ながら承知をしておりませんし、作業時期も重なることから、町でレンタル事業などをするということになりますと、相当数の保有をしなければならぬ。ということは、財政面や維持管理面からも困難と考えておるところでございます。 ご存じのとおり、草刈りなどの通常の維持管理作業につきましては、全町内において、多面的機能支払交付金、いわゆる農地・水保全事業で取り組まれているところでございますが、この中で適正な農地の維持活動を行うことを集落協定にも謳われておるところです。その活動に対しまして、日々の日当の支払いやレンタル費用の支出も可能となっておりますことはご存じかと思っておりますので、どうか今後もこの制度などを活用されますことをお願いしたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	私も農業新聞等を通して、いろいろ見ましたり調べてみました。J Aさんもやられているようでございます。ぜひともですね、水田協議会もうちはございますし、そういうところも含めてですね、J Aさんとも話し合いをされながら、やっぱり先ほどから申しますように、高齢化の高齢者の就農の現状を踏まえた場合にですね、ぜひとも前向きに取り組んでいただけないかなというふうに思っています。次回またお尋ねをしたいと思います。 後継者不足は全国的な農業に対する将来的な不安が大きいことなどから、第一歩を踏み出せない人が多いのも1つではないかと思えます。このことは法人化の設立が進まないことにも繋がることではないでしょうか。農地を守り、環境を守り続けている町民の不安に対して、少しでも前向きに取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移っていきます。 私は、複合施設のめくば一を、三輪地区の1丁目1番地として、町民の憩いの場や居場所づくりの拠点としての福祉、教育の場だと思っております。どうしたら以前のように来館者が増やせるのだろうかと思い、平成28年6月議会におきまして、めくばり館の入場者を増やすための方法について、お尋ねをしてみました。 しかしその後も、めくばり館の来館者数は以前とあまり変わっておらず、増えてきていないのが現状のようでございます。 そこで、前回の回答の中で、筑前町総合戦略ハッピープランに掲げてある子育て支援との一体的運営に向けた活用案の考え方を示されましたが、その後の進捗状況はどのようになっているか、担当課にお尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 めくばり館の子育て支援施設との一体的運用に向けた検討結果といたしまして、平成29年3月に行われました町の総合戦略会議で報告していた内容も含めまして、検討してまいりました内容を申し上げたいと思います。

	まず、現状把握のために、利用者の意見聴取が必要と考え、平成28年度に福祉課、こども課でそれぞれめくばり館、子育て支援センターを利用している方々に対し、多世代間交流についてのアンケートを行いました。 結果は、こども課、福祉課とも、イベント的な一時的な行事など、限定的な交流については好意的ではありましたが、常時の交流については賛否様々なご意見がありました。 こども課が行いました子育て支援センター利用者のアンケートの実数では、常時の交流について、好意的であった方の割合が12.8%、イベントでの交流のご希望は85.3%と、イベントでの交流が圧倒的に多い結果でした。 また、八女市の多世代交流施設共生の森の視察を福祉課で行われました。この施設は昭和48年に老人福祉センターとして建設された施設を、多世代交流施設として平成13年に改築された施設です。高齢者と乳幼児が利用しやすいよう、それぞれに活動ができる棲み分けされた構造になっているということでした。 しかし、現在では子育て支援が別に建設されたため、この施設は多世代交流の場として隔月程度のプログラム事業を設けているということでした。 こども課としましては、めくばり館と子育て支援施設の一体的というのを、子育て支援センターの機能の移転、常設という視点で検討をしてみたいと思います。 利用者のアンケートと視察結果をもとに、こども課、福祉課で協議いたしました。子育て支援センターの機能移転を考えた場合、めくばり館には幼児用のトイレや手洗い場など、乳幼児に合わせた環境設備、またお風呂場の入口や縁側の大きなサッシ窓など、危険防止や安全対策など、乳幼児とその保護者の受け入れ環境が整っておらず、大規模な施設改修が必要です。 また、免疫力の低下のある高齢者と乳幼児が集まる場所での感染症への予防や配慮も必要となってまいります。 また、アンケートの一部には静かに過ごしたいというご意見もありました。高齢者と子どもの利用範囲について、共通で使えるゾーンと別々で利用できるゾーンなど、棲み分けをする必要があると考えます。これらの面を改善し、保護者が子ども連れでも行きたくなるような施設でなければならないと思っております。 また、現在のめくばり館は、老人クラブ三輪支部事務所としての機能や災害時の避難所としての機能もあります。根本的に老人福祉センターであるめくばり館の用途変更や設備改善につきましては、こども課だけの判断ではできませんので、今後、町の公共施設管理運営計画とあわせて考えていく必要があります。 このように子育て支援機能の常設は、多くの課題がある状況ですが、めくばり館での多世代間の交流事業促進については、高齢者の楽しみや幼児期の子どもの情操教育などの効果にも繋がるところですので、その後、こども課としましても、前向きに検討しております。 具体的にはめくばり館で子育て支援センターたんぽぽの出前広場といたしまして、親子で自由に遊べる場所を提供し、多世代交流のプログラムの実施を検討しております。先に述べましたように、現状では環境整備が整っていませんので、行えるプログラムは限定され、危険防止については最善の配慮が必要となります。これらを配慮し、こども課内でプログラム内容をまとめ、実施のスケジュールや利用料の問題などもありますので、今後、福祉課と協議していきたいと思っております。 協議結果では、内容の変更や実施のあり方の変更もあると思われますが、感染症の多くなる時期を避け、本年度11月までには実施と、こども課としてのまとめ、方向性を出したいと考えております。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、回答をいただきましたけれども、私が思っているのは、今、回答の中で、利用

	者の方へのアンケートを取ったというようなことでございましたけれども、それと関係課との協議をやったと。 私は、ここを敬老施設として利用してある、めくばり館を利用してある方々、老人クラブとの話し合いはなされたのかと思います。 これにもありますけれども、世代間交流をやるということなんですよ。今、お話になったのは、担当課として、支援センターとして常設をしたいということ。じゃあ、今まで利用している人の意見なんかは全然入ってないわけですよ。 そういうところのことがないから、私は常にいう住民に寄り添ってないんじゃないかと。やっぱり双方がですね、このめくばり館に常設の施設を持って行って、高齢者の方々が、双方が良かったと言えるような施設にするためには、一方的じゃなくて、使う側の人の意見、アンケートをなぜ聞かなかったのかというふうに思いますが、その件について、お尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 アンケートはこども課と福祉課とそれぞれで取らせていただきました。こども課は子育て支援センター利用者に、それから福祉課はめくばり館の利用者の方にアンケートを行いまして、それぞれで、そのアンケートを持ち寄って、総合的な結果として、イベントなど限定的な交流は好意的であるけれども、常時の交流については、賛否いろいろ意見があったということでございます。一応、アンケートはそれぞれに取らせていただきました。以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	じゃあ、利用者のアンケートは何件ぐらい取られたのでしょうか。それと、関係する団体とも協議をするという、前回の回答でしたけれども、老人クラブ連合会には、話はなかったように聞いておりますが、そういうところの話はどんなふうになっているのか、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 こども課が行いました子育て支援センターアンケートは、2カ所支援センターがありますので、それぞれで行っております。回収されたアンケートは2カ所合わせまして55枚でございます。以上です。
議 長	福祉課長
福祉課長	福祉課でアンケートを実施しました件について、お答えいたします。 昨年の11月から12月にかけてめくばり館の利用者に任意でアンケート調査にご協力を願いました。回収枚数としては46件になっております。 老連との協議ですけれども、町の方向性がある程度、固まってからの協議と考えておりましたので、まだ老人クラブとの協議はしておりません。
議 長	山本一洋議員
山本議員	時間もありませんので、できるならですね、先ほどから言いますように、お互いが良かったと言える、そして戦略に載っているこの趣旨に沿うようにですね、ぜひとも住民の声を聞いていただきたいと思います。そして、今後もお一層住民に寄り添っていただきながら、住んで良かったと言える町づくりを実践していただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、4番 山本一洋議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩いたします。 3時40分から再開します。

	(15:30)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	(15:40)
議長	10番 川上康男議員
川上議員	通告に基づき、有害鳥獣対策について、5項目にわたり順次質問をいたします。 私は、気になる新聞記事が載っていますと、その都度切り抜いておりましたが、今年1月から5月にかけて多かったのが、この有害鳥獣対策でございました。 鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣生息域の拡大、狩猟による捕獲の低下、耕作放棄地の増加が考えられます。さらに鳥獣被害は営農意欲の減退に繋がり、離農の増加、そして森林の下層植生の消失等による、土壌流出、希少作物の食害、車両との衝突事故等の被害をもたらしており、被害額として、数字に表れる以上に農村に深刻な影響を及ぼしています。 そこで、有害鳥獣における被害の実態について、お尋ねをいたします。 農林水産省が昨年10月に作成いたしました鳥獣被害の現状と対策によりますと、野生鳥獣による農作物の被害額は、近年、全国では200億円前後で推移しております。被害額が大きい都道府県は、北海道46億円、福岡県8億円、長野県6億円、山梨、宮崎の順になっており、福岡県は全国で2番目の被害額です。 そこで本町における有害鳥獣による被害額について、現状について、まずお尋ねをいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 毎年、実施しております野生鳥獣による農作物の被害状況調査におきまして、被害金額は、平成26年1,064万円、平成27年1,174万円、平成28年1,385万3,000円でございます。ただし園芸作物につきましては、現状の被害把握は難しく、本調査以上の被害があるものと考えておるところでございます。以上です。
議長	川上議員
川上議員	次に、被害面積についてですが、全国で被害を被った面積は80,900haと言われております。福岡県は650haのようでございます。本町の被害面積について、どのような現状なのか、お尋ねをいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほどの被害状況調査におきまして、被害面積は、平成26年546a、平成27年646a、平成28年923aとなっております。以上です。
議長	川上議員
川上議員	ただ、今の答弁によりますと、被害金額においては、平成26年ですか、1,060万ぐらいですかね。それから28年度は1,385万と、320万程度ですか、3割程度増えておるといふ実態のようでございます。 また面積におきまして、今の答弁では、26年度が546ということは5町4反ということですね。28年度は9町2反と、4haほど増えているというような状況のようでございますが。 実はですね、離農されてですね、荒れ果てた果樹園も多く見られるようになりました。長期にわたり放置した果樹園はイノシシの通り道や棲み処となり、農作物被害の増加に繋がる要因を作っております。放置された果樹園が、本町にどれだけあるのか、また、所有者やその指導はどのように対処されておられるのか、まずお尋ねをいたします。

議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員ご承知のとおり、本町の果樹園等につきましては、離農等の荒廃が進んでおり、山から荒廃果樹園に移動してきたイノシシが増加しておるところでございます。以前では被害報告がなかった平野部や宅地周辺にもイノシシが出没しているような状態でございます。 ご質問の果樹園の荒廃面積としては、把握はしておりませんが、毎年行っております全農地の荒廃農地調査におきましては、荒廃農地全体としましては、198,211㎡、うち果樹園が含まれます畑につきましては、134,275㎡でございます。 指導等につきましてでございますが、所有者の指導につきましては、毎年、農業委員会による農地パトロールなどで現地調査を行い、管理が悪いほ場等につきましては、個別指導や今後の利用調査などを、文書確認などを行っておるところでございますが、なかなか原状回復に至っていないような状況でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今の答弁ではですね、荒廃農地が198,000㎡、そのうちの果樹園が含まれる畑が130,000㎡程度ということでした。 この荒廃した果樹園なんですが、当然、持ち主が伐採し、被害防止に努めていただかなければならないものなんですが、長期にわたり放置されているということは、様々な事情があつてですね、個人では解決できないといった問題が多分にあるのではないかと考えます。 そこで、鳥獣被害防止総合対策交付金の中に放任果樹伐採など、被害防止活動を地域ぐるみで取り組む仕組みがあるようでございます。たいへんいい事案だと、私は考えておりますが、その辺の取り組みについて、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 鳥獣被害防止総合対策交付金事業でございます。 生息環境管理のための緩衝帯整備、それから放任果樹除去に対する事業がございます。この事業につきまして、本町が、今、議員ご指摘の果樹園の解消ですか、そういうのに取り組めるかどうか、今後、町が入っております朝倉広域の鳥獣被害防止対策協議会ともに調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	私も四三嶋地区なり様々なところを回ってみますと、非常に荒廃した果樹園と言いますか、もう離農されてですね、たくさんあるわけです。私の地域にもあります。 ただ、その方には、やはり農政リーダー長さん、農事組合長さんあたりがですね、やはりちょっと整理してくださいというふうなことも言っておられるわけですが、未だにそれが整理ができないというような状況でございますので、ぜひ調査していただいて、ぜひ、有効にこれが活用できればですね、いい事案だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 次に、被害防止策の実態と成果について、お尋ねをいたします。 イノシシやシカの侵入防止策として、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した電気柵、ワイヤーメッシュ柵を地域ぐるみで取り組まれています。その実績と費用対効果について、被害額、被害面積にどのように表れたのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。

	本町では、鳥獣被害防止総合対策事業を活用しまして、侵入防止柵などの設置を行っておるところでございます。 年度別の実績を申しますと、平成25年延べ22,324m、26年37,635m、27年度は取り組んでおりません。平成28年度15,276mでございます。これはワイヤーメッシュそれから電気柵を合計した数字でございます。 それから、事業効果につきましては、正式な取りまとめ調査等は行ってはおりませんが、設置したほ場、地区につきましては、農作物の被害はなくなっておると聞き及んでおるところでございますが、反面、侵入防止柵がない地区、ほ場等に被害が転嫁しておりまして、残念ながら全体的な被害金額、面積の減少には至っていないような状況でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今の答えではですね、設置したほ場、地区においては効果が上がっていると。ただし、反面と言いますか、侵入防止柵がないほ場、地区においては、被害が広がっている。当然、イノシシやシカもですね、賢い動物ですので、柵がなければそちらのほうに行くようなことは、当然、考えられるわけですが、被害を防ぐためにもですね、もっと多くの地域でですね、この事業を取り組まれることを願うわけでございます。 今後の活用について、どのように周知し進められていくのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まずは農作物の鳥獣害の被害の相談があった場合には、その地区の代表者に対しまして、要望調査を実施しておるところでございます。 また、先ほど申しましたように、個人、個々の設置では、隣のほ場に被害が移るだけでありまして、事業効果は薄いと考えまして、平成26年度からできるだけ集落全体で共同して設置してもらうようお願いをしておるところでございます。 併せまして隣接の集落へも、一緒に取り組んでもらうように推進しているような状況でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今お答えをいただいたんですが、そうしますと29年度、今年はどうような実態でしょうか。分かればお答え願います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 平成29年度におきましては、平成28年度、秋口に地元の要望調査を行いました。この中で城山地区、特に四三嶋地区のほうから、昔はいなかったけど、城山地区のほうに非常にイノシシが多いということで、最近では田んぼの中にもイノシシが出て来ておるといような状況でございました。 地元のほうにお話しいたしまして、1件、2件の取り組みだけでは、先ほどの話ではございませんけど効果は薄いと。思い切って山の、いわゆる山際作戦を取らなければならないということで、城山地区の役員さんにお話をいたしまして、それでは共同で取り組もうと、そういうお話になりました。 併せまして、四三嶋地区が取り組むならば、隣接する下高場地区、山隈地区それから大久保地区ですか、そちらのほうの役員さんにもお越しいたしまして、どうせなら一緒に取り組んでくださいと。こういうお声掛けをさせていただいたところでございますけど、残念ながら非常に国の要望が多いということで、まだ概算ではございますけど、約半分程度しか要望額の決定があつてないところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	いい回答だったなと思いましたが、予算がないということですね、ちょっと残念

	なのですが。ぜひですね、これは、今、申されましたように、四三嶋地区だけされたら、今度は逆のほうに逃げていくわけですね。またこちらのほうに拡大するわけですので、やはり全体で取り組んでいただかないと、これは効果が上がりませんので、ぜひ、そこら辺の達成をですね、お願いいたします。 次に、有害鳥獣駆除の実態と成果について、お尋ねをいたします。 有害鳥獣駆除については、猟友会に委託して捕獲をしていただいております。全国的には猟友会会員の減少、高齢化により捕獲頭羽数が減少してきているのが現状です。 そこで、本町における猟友会会員の会員数と年齢構成の推移はどのようになっているのか、また、今後に備えた後継者育成について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町におきましては、有害鳥獣対策協議会の駆除班による駆除活動委託を行っておるところでございます。 ちなみに協議会の駆除班員につきましては、平成２９年度４月１日現在、銃によるイノシシ・シカ班が１２名、ワナ班が１４名、銃による獲り班が１５名、箱ワナによる捕獲班が１名となっておりますところでございます。ただし重複して加入されておられる方もいらっしゃいますので、実数といたしましては、２５名となっておりますところでございます。 なお、年齢につきましては、４０代１名、５０代３名、６０代１３名、７０代７名、８０代１名と、６０代以上の方が８割を占めているような状況でございます。 今後、後継者を育成する方策といたしましては、猟銃免許の取得にかかる経費につきまして、県の助成制度の活用を行っておるところでございます。農業者の皆様が自営のためにワナ猟の免許取得を推進するために、昨年度より免許取得に助成制度を制定しているところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	６０代が一番多くてですね、７０代も結構おらっしゃるようでございますので、ぜひ、後継者育成ですか、またこれだけ被害額、面積が増えておる実態でございますので、ぜひ、そこら辺の育成をですね、お願いしたいと思います。 平成２５年１２月、国は抜本的な鳥獣保護強化対策を掲げ、全国に４２５万頭いるシカ、イノシシ類を１０年後の生息数を半減し、２１０万頭にすると示しています。本町においても取り組みがなされているのか、その実態と捕獲した鳥獣類の数について、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、捕獲実績について、回答したいと思います。 平成２６年度、イノシシ５４頭、シカ１頭、カラス３２４羽、平成２７年度、イノシシ７８頭、シカ４３頭、カラス１６３羽、平成２８年度、イノシシ８６頭、シカ５９頭、カラス１８４羽と獣類の捕獲頭数は増加しておるところでございます。 それから、今後の対策につきましてでございます。 ご存じのとおり、鳥獣の生息につきましては流動性、動きがありますので、町で把握するのは非常に難しく、捕獲実績によりまして増えているのだろうという推測でしかございません。 福岡県域につきましては、シカにつきましては、平成２６年度時点で生息数が２５、３００頭とされておるところでございます。 なお、町の捕獲計画につきましては、朝倉地域の広域鳥獣被害防止対策の中で、捕

	獲計画数は、イノシシ150頭、シカ100頭、カラス500羽としておるところでございます。これは、近年の捕獲実績により設定をしておるところでございます。 先ほど議員述べられました政府方針の半減の目標等は、生息数の把握が難しいため、ちょっと整合性は取れていないような状況でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	捕獲した鳥獣類の数は、ここ3年間を見てもみると、カラスを除いて、イノシシなりシカは非常に捕獲されて増加しているということでお聞きをしました。たいへんいいことですが、捕獲してもですね、被害金額、被害面積は増大しております。これだけ捕獲が増えてもですね、ただ、金額も面積もまだまだ増えておると。 ただ、今の答弁では個体数は増加の傾向にあるということで、ということは、まだ獲り方が足りないというのが実態かなということで思うんですが、ただ、今、課長言われましたように、鳥獣半減対策についてはですね、ちょっとそこまではつかめていないということですが、ただ、そうしますと、これ今、課長が言われた今後の捕獲計画、イノシシが150頭、シカが100ですかね、これは、本町の今後の計画ということで、本町の計画でいくということですか。ということで理解してよろしいんでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほども答弁させていただきましたように、その計画につきましては、今後の町の目標計画でございます。 なお、その数字につきましては、前年度の実績により計画を上げさせていただいております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	28年度が、イノシシが80数頭と言われましたし、シカが60頭近くと、これが150頭、100頭、たいへんな数字だと思うんですが、たいへんな目標だと思いますが、協議会と連携を密にして達成をお願いしたいと考えております。 次に、捕獲した鳥獣類の報償費について、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 駆除活動にかかる報償費につきましては、国の鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業推進交付金を活用いたしまして、イノシシ、シカの成獣にあたりましては、1頭当たり8,000円、幼獣、小さい子ですね、は1,000円、それから銃で捕獲いたしましたカラスにつきましては、1羽1,000円という形になっておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今のお話では国の交付金によってですね、成獣であれば8,000円と、それから幼い幼獣は1,000円、カラスも1,000円ということでございます。 猟友会の方の話を聞いたわけですが、これは1つの例なんですけど、シカ、イノシシを捕獲するとですね、報償費と国の交付金合わせて1万8,000円いただける市もあるということも聞きました。 また、東峰村においてですが、東峰村は、昨年、イノシシ、シカの捕獲を480頭行ったということで聞いております。そして、村単独予算としてですね、昨年度260万円程度計上して、国の交付金以外に5,000円から6,000円ですね、別途報償費を払っていると。今年はその予算を330万円に引き上げてですね、取り組むというような話を聞いたわけですが、近隣の自治体の実態はどのようになっているのか、また、本猟友会がですね、捕獲意欲を高めるためにも町において報償費を、今後

	町単独事業として予算化する考えがあるのか、町長にお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。町長にということでございましたけれども。 まず、報償費の関係でございます。 議員ご指摘のとおり、朝倉市におきましては水田涵養基金等からシカあたり1万円の上乗せをされておるところでございます。また、東峰村につきましても、先ほどの発言のとおり、年間256万円ですか、の範囲内で、シカ、イノシシ9,000円、1頭当たりですね、の上乗せをされておるところでございます。 1つは、本年度、国の会計検査がございました。この中で、報償費の上乗せは二重補助ではなかろうかという、会計検査員からの指摘もございました。これをちょっと付け加えさせていただきたいと思います。 本町につきましては、有害鳥獣駆除対策の協議会のほうへ年間108万円ほどの助成を行っております。その内訳といたしましては、駆除活動の委託費、それから玉代、それから報償費などの実績となっておるところでございます。 併せて森林組合のほうからもシカ1頭当たり若干の補助金が出ておりますので、現在のところこの助成金内で、町からのこの108万円の中で委託を行いたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	協議会への委託費ということで108万円、その中から運営費ですか、それと玉代、それから報償費ということですが、その内訳は分かるのでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、駆除活動の委託費につきましては、年間約50万円でございます。それから、玉代につきましては、年間7万円、それから報償費、取れ高ですね、取れ高の報償費、この30万円を頭数割で行ってあるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	この中に報償費として30万円を充てているということで、今、お話を伺ったわけですが、そうしますと28年度はシカなり、イノシシなりカラス、どのくらいやったですか、ちょっと数が出て来ないわけですが、結構な頭羽数になっているんですが、それを30万で割るということは、非常に少ないというような感じもします。 今、課長言われましたように、朝倉市は、私も寺内ダム近くの方にお話を聞いたんですが、シカが1万円とイノシシは5,000円だそうですね。の報償費ということですね。 ですから、東峰村は、今、言いましたように、今年度330万報償費に予算化しているんですよ。うちの場合報償費30万というと10分の1なんですね。 町長、そこら辺のことを含めてですね、どのようにまた今後、考えられるのか、町長の考えをお聞きします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず基本的に、イノシシ1頭につきですね、国からは獲った分だけ8,000円として出ていると。そのことだけのご理解いただけたらいいですね。さらに、その分の上乗せとして30万が適当かということでございますですね。 ちょっと私が、実は会長なんですね、はい。それでちょっともう少し、いろんな意見等聞きまして、なかなか獲る場所等について、非常にうちは制約を受けると、住宅が非常に入り込んでおりますし、住宅地まで出てくるということもありましてですね、あの時の会合には、そういった意見まで出なかったんですけども、今後、内部で

	ですね、協議会の中で意見等を聴取してみたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	私も猟友会の方といろいろ話をしたんですが、東峰村とかですね、朝倉市それから嘉麻市ですかね、シカとかイノシシの狩猟には1人でいいそうなんです。1人で行けば、シカを捕獲すれば1万円いただくと。ただ、筑前町の場合は、確か課長、2名以上でしょう。1人じゃ駄目なんでしょう。 ということであれば、2人で行けば2人でその報償費を分けないかと、また3人でいけば3分の1になるというような実態なんですね。そこら辺を言われるわけなんです。 ですから、ワナは1人で捕獲して、1人でいただけると。だから、非常に狩猟による捕獲のほうが非常悪いというようなことを聞くわけです。 ですから、そこら辺も含めてですね、ここで答弁は難しいと思うんですが、猟友会の方と協議を重ねてですね、そのところを私は解決していただきたいというふうに考えますので、今、町長も今後、協議していくということでございますので、ぜひ早めに解決をしていただけたらと考えております。 それでは、次に移ります。 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するための鳥獣被害対策実施隊を設置することができます。設置にあたっては、隊員の報酬、公務災害補償措置等を条例で定めて、町長が任命または指名して設置することができます。 これは多くのメリットがあるわけですが、昨年4月末までに1,073の市町村が設置しています。本町の取り組みの現状について、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町におきましては、平成25年4月1日に筑前町鳥獣被害対策実施隊を設立し、現在、隊員数は26名、隊員のうち25名は駆除班員でございまして、あと1名は農業者でございます。 これは猟友会だけでなく、役場職員、農協職員、農業者など、ワナ免許取得を推進して、実施隊に任命して、人材を確保する目的として、緊急時の捕獲要請の対応などを目的に実施されておるところでございます。 ただし緊急時の対応につきましては、現在のところ駆除班の方がいらっしゃいますので、実施隊とではなく駆除班活動として報告をされているところで、実績は現在のところは報告がないような状態でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	実施隊を平成25年に設けておられるということですが、そうしますと、このメリットの効果も受けておられるということでしょうか。このメリットが5つあるわけですね。この効果は受けておられるということで理解していいのでしょうか。お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 この実施隊を設置したことによりまして、緊急時の対応などができるということで、その効果はあると考えております。 ただし、先ほども申しましたように、実質はまだ猟友会というか、駆除班のほうに連絡はつくような状態でございますので、実際はお願いしておりますけど、緊急な場合には、役場の職員が、掛けに行ったり等もしておるというような状態でございます。以上です。

議 長	川上議員
川上議員	このメリットは、いいのがたくさんあるわけなんです。それこそ散弾銃の持ち主は非課税になるとか、それから公務災が適用されるとか、そういうのが適用されればですね、本当にいいことですので、ぜひこれを有効に活用していただきたいなということをお願いをいたします。 それでは4番目の、近隣自治体との広域連携による捕獲活動の取り組みについて、お尋ねをいたします。 野生鳥獣の生息域は拡大し、被害も広域化してきています。本町は、朝倉市、筑紫野市、飯塚市、小郡市に隣接をしています。お互いがばらばらに捕獲活動を実施しても効果は上がりません。近隣の自治体と協議会を設けて協議を重ね、広域で連携し捕獲活動に取り組みれば効果が上がると考えます。重要な施策と考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町におきましては、平成25年より朝倉広域鳥獣被害防止対策協議会、構成といたしましては、久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村でございますが、に加入し、広域連携による取り組みを実施しておるところでございます。 各市町村の被害情報を共有したり、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組むことで、より一層被害を受けにくい環境づくりの推進を行い、農作物の被害防止などを目的に活動しておるところでございます。 具体的には、鳥獣被害防止総合対策交付金推進事業に取り組みまして、捕獲に必要な資材の購入や防止対策の現地研修会などを開催しておるところでございます。 また、城山地区におきましては、小郡市の猟友会と共同による、銃による捕獲活動などを実施し、銃によるイノシシの捕獲などを行っておるような状況でございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	私は、もうだいぶ前になるんですが、飯塚市からですね、返ってくるときに、三箇山のほうに行こうかなと思ひまして、桑曲を通っていくんです。ちょうど筑前町と、あそこは桑曲は飯塚市ですかね、あの近隣の地帯ですね、ちょうどシカと出くわしたわけです。もう成獣でしたけどですね。びっくりしたんですが。 やはり私は、今課長が言われました朝倉地域の協議会ですか、久留米市とかうきは市それから東峰村、それももちろん大事なんです、私は隣接しているですね、筑紫野市も隣接しています。それから飯塚市、そういうところとの協議会もですね、私は、必要ではないかなということを思うわけです。 今、課長、言われましたように、小郡市とは猟友会で一緒に捕獲の活動を実施しているということであれば、そういうふうな取り組みをですね、ぜひ、隣接している自治体との協議がですね、私は必要かと思うわけですが、そのところはどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほど広域協議会に入っておるということをお伝えいたしました。この協議会につきましては、今の朝倉農林管内の各市町村でございます。議員ご指摘の飯塚市等につきましては、また農林管轄も違います。ただ、朝倉市のほうが何か飯塚市のほうと共同でされるということであれば、うちのほうも相乗りするような形で検討はさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員

川上議員	農林事務所の管轄が違うということでしょうけど、ただですね、やっぱり被害を少なくするためにはですね、ぜひ、これは必要な私は重要な施策かなと考えますので、ひとつ検討をですね、お願いしたいなと思っております。 それでは最後になりますが、捕獲した鳥獣の解体施設開発、ジビエ料理の普及について、質問をします。 5月初めの朝日新聞に、4月27日官邸で開催されたジビエ利用を拡大する関係省庁連絡会議で、議長を務める菅官房長官は、内閣官房を中心に農林水産省、環境省、厚生労働省などが連携し、流通や加工解体の整備を進めるとしています。 4月に2回開催した会議で、外食や学校給食、ペットフードなど、ジビエの積極利用に力を注いでいます。また、宗像市、糸島市は普及の拡大に努めています。特に宗像市は、市内で捕獲したイノシシの70%をジビエ料理として積極的に取り組んでいます。今後各自治体も本腰を入れて取り組むと考えられますが、本町の見解をお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ジビエの関係でございます。 現在、捕獲したイノシシ等の処理につきましては、駆除員が個人で処理をされ、自家消費などをされておるところでございます。また、内臓や皮などの残渣につきましては、山中への埋設処理などを行っておるところでございます。 ジビエ料理の普及につきましては、加工処理施設の整備が必須となっておるところで、これを安定運営するためには、獣の安定供給が必要であり、残念ながら本町の捕獲頭数から試算しましたところ、安定運営には遠く及ばないような状況でございます。 また、町内の民間業者による加工処理施設につきましては、捕獲箱で捕獲された個体を、数カ月から約1年程度飼育されたものを解体して、食肉として卸すか、惣菜として加工などを行っておりますが、あくまでも脂がのった冬季のみの取り扱いということになっております。このような状況の中から、本町の実情からはなかなか困難ではなかろうかと考えておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	確かにですね、これも朝日新聞に載っていたんですが、被害額と消費拡大両立に課題ということで、今、課長が言われましたように、被害は夏が多いと。ですから、夏の捕獲するものについては脂がのってないと。やっぱ冬のものじゃないと商品にならないというのが、新聞にも載っています。 ですから、そこら辺にちょっとギャップがあるわけなんですけど、ただ、朝日のほうですね、今、民間でもされておることをお聞きしたし、また、適切な処理をしてされておることでもありますし、今、申したようにですね、宗像市辺りはもう70%、捕獲したのが宗像市でやっておるというふうなことで、また国のほうも施策をですね、そういうような方向性に向かっておりますので、ここですぐ課題を解決せろということではなくてですね、ぜひ、前向きな取り組みをですね、ぜひ、私は考えていただきたいということでの提案でございますので、ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと考えております。 農林水産省は、平成29年度予算の中で鳥獣被害防止対策費として96億5,000万円を計上しています。その中に野生鳥獣食肉等への利用率を、平成26年度14%から平成30年度には30%まで引き上げる政策目標を掲げました。 また、5月の日本農業新聞には、政府は野生鳥獣食肉ジビエの利用拡大に向け、流通体制の整備に乗り出す。狩猟現場と消費を繋ぐ公営の食肉処理施設を設けるなどが

	柱となっております。複数の市町村で捕獲した鳥獣の買取りから、精肉加工、在庫整理、販売まで一手に引き受け、飲食店や小売店への安定供給を目指すための施策です。全国で12のモデル地区で先行して取り組み、2年後の2019年度にはジビエの利用料を倍増させたい考えです。 そのためには捕獲した鳥獣の現場での早急な処理が必要となり、当然鳥獣の解体処理施設か移動式の解体車が必要となってくるということで書かれておりました。 東峰村は3月定例会で2,700万円を計上し、小石原小学校跡地付近に建設をする計画であります。ただ、猟友会の方に聞いてみますと、町単独では費用もかさみ必要ないと言われました。朝倉市と連携し、捕獲も処理も取り組めば、効果が上がると考えますし、重要な施策と考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 広域処理施設等についてでございますけれども、質問のとおり1つの自治体では対応が、財政面を含めまして困難であります。広域的に検討する必要があると考えております。 隣の朝倉市においても過去に同様な質問がなされ、本町の10倍以上の捕獲頭数があるにもかかわらず、財政負担や運営の面からも加工処理施設の建設は難しいとの回答がなされている状況でございます。 ただし、今、議員が述べられましたように、東峰村においては、近々、処理施設の計画があるように聞き及んでおりますので、今後は朝倉市共々、共同利用ができるのか、調査研究を行いたいと考えております。極めて深刻な問題という認識でございますので、国の動向等にも十分注視しながら取り組んでいきたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	東峰村はですね、もう予算化もできておりますし、ただ、私は、東峰村まで処理に持っていくということであれば、1時間以上かかりますからですね、そこでいいのかなというように思います。やはり私は朝倉市と連携してというのがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。 有害鳥獣対策については、今、述べましたように、農水省はですね、非常に前向きな対応を今、考えておりますので、速やかに対処されますことを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
散 会	
議 長	これで、10番 川上康男議員までの一般質問を終結します。 本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。 (16:27)